

## 第23回

### 新JICAの環境社会配慮ガイドラインの検討に係る有識者委員会

日時：平成20年4月17日（金）

場所：東京国際センター（JICA東京）講堂

### 【学識経験者】

原科 幸彦	東京工業大学大学院総合理工学研究科環境理工学創造専攻教授
堀田 昌英	東京大学大学院新領域創成科学研究科国際協力学専攻准教授
松下 和夫	京都大学大学院地球環境学堂教授
吉田 恒昭	東京大学大学院新領域創成科学研究科国際協力学専攻教授

### 【NGO】

木村 信夫	ブリッジエーシアジャパン 技術部長
清水 規子	国際環境 NGO FoE Japan 開発金融と環境プログラムスタッフ
高橋 清貴	日本国際ボランティアセンター調査研究・政策提言担当
満田 夏花	財団法人 地球・人間環境フォーラム 主任研究員

### 【産業界】

中 博一	社団法人 日本貿易会経済協力委員会副委員長（伊藤忠商事株式会社 機械貿易総括室長代行）
高梨 寿	社団法人 海外コンサルティング企業協会専務理事
千吉良 久暢	株式会社 三菱東京UFJ銀行ストラクチャードファイナンス部プロジェクト環境室上席調査役
中山 隆	社団法人 海外建設協会常務理事

### 【政府関係者】

北村 俊博	外務省国際協力局政策課首席事務官
高見 博	財務省国際局開発企画官
小林 香(代理出席：中川 亜起子)	環境省地球環境局環境協力室長
山浦 崇	経済産業省貿易経済協力局資金協力課企画係長

【事務局発言者】

天田 聡	JICA 企画部業務企画第二課課長
渡辺 泰介	JICA 審査部次長
杉本 聡	JICA 審査部環境社会配慮審査第一課課長
上條 哲也	JICA 審査部環境社会配慮審査第二課課長

【事務局以外の JICA 発言者】

岡崎 克彦	JICA 審査部部长
-------	------------

午後 1 時 0 5 分 開会

開 会

○原科座長 定刻を若干過ぎておりますので開始いたします。第 2 3 回の委員会でございます。

前回、第 2 2 回は 2 月 2 3 日に行いました。したがって 2 カ月ほどたっておりますが、この間にガイドラインの案を手直ししていただきまして、何度か打ち合わせをして、前回の議論に基づいた方向に直していただいております。ということで、新しい資料を用意していただきました。お手元にございますように、新ガイドラインの目次案とガイドラインの素案、かなり分厚くなっておりますが、この資料がございます。それから、中間報告との対応がわかるように、中間報告のポイントと素案の関係も示していただきました。中間報告そのものもつけていただいております。この中間報告を毎回用意するのは大変です。ので、プリントしたものがお手元にございます。が、今後は毎回これを御持参いただくとありがたいと思います。

本日の御出席は、皆さんからお返事をいただいておりますけれども、環境省の小林香委員に関しましては代理で環境協力室の室長補佐の中川さんをお願いしております。あと若干名、後にまた出席されると思いますが、続けてまいります。

では、最初にこの間の経緯の御説明と資料の御紹介をお願いいたします。

## 議 題

### (1) 新ガイドライン素案について

○事務局（上條） 2月にこの場で一度議論させていただいた後に、基本的に現行のJICAのガイドラインに沿って修正作業を行うという方向性をいただきまして、その後、お手元にありますけれども、目次案の原科先生の案というものを2月25日にいただきまして、それに基づいて作業を行いました。今、皆様のお手元にあるのが4月13日版というものでして、これは今週の月曜日に皆様にメールしたものと同じですけれども、下線のところで、ちょっと抜けていたところを足したり、対比がわかるようにスペースを入れたりとか、そこだけ手を入れています。

では、まず1の部分だけ説明させていただきます。

○原科座長 その前に、一言だけ私が申し上げます。

私がお送りした目次案に対応して作業をしていただきました。23-1-2の資料をごらんいただきたいと思います。1枚物です。ごらんのように「序」と「基本的事項」は同じ項目です。Ⅱ「環境社会配慮のプロセス」も同じでございます。Ⅲ「環境社会配慮の手続き」が一見しますと違っておりますけれども、これはその後の打ち合わせで検討して協議した結果、私のもとの目次を変えさせていただきまして、協力準備調査というものはまとめて書いた方がわかりやすいのではないかとということで議論いたしました。ということで、協力準備調査を最初にまとめております。その次の融資段階以降ですが、それはスキーム別に分けるということで、3.2が「償資金協力」、3.3が「無償資金協力」、3.4が「外務省が自ら行う無償資金協力についてJICAが行う事前の調査」、3.5が「開発計画調査型技術協力」、3.6が「技術協力プロジェクト」ということで、形はちょっと違ってございますけれども、趣旨としてはもとの目次案に沿っていただいております。別紙は若干左右で違ってございますけれども、これはある程度まとめるようなことで、中身の趣旨としては大体対応しているということでございます。

それでは、まず最初の「序」と「基本的事項」の部分を御紹介ください。

○事務局（上條） それでは、この素案に従ってポイントを御説明させていただきます。

まず1ページ目の「序」ですけれども、一番左側が素案で、真ん中の左側がJICAの現行のガイドライン、真ん中の右側がJBICの現行のガイドラインで、備考に注意書きが書いてあります。一番左側の素案ですけれども、最初から4つ目のパラ、「ODAの実

施にあたっては」というところまでのセンテンスは現在の J I C A のガイドラインの表現をそのまま用いています。それ以降は、経緯を記載することで修正しております。スペースがちょっとありまして、「J I C A は、業務方法書」というところからはまた現行のガイドラインの表現を踏襲していきまして、一部下線の部分は修正してあります。2 ページ目をめくっていただきまして、「序」の一番下の部分、「5 年以内に運用面の見直しを行い」というところですが、そこは修正してあります。

次に I 「基本的事項」ですけれども、1. 1 「理念」は基本的には表現を踏襲していきまして、唯一違うのは下線の部分です。真ん中の部分を見ていただきたいのですが、5 行目の「のうち技術協力」というところだけ、新 J I C A で技術協力のみではなくなりましたので、削除しています。

1. 2 「目的」ですけれども、ここは現行の J I C A の記載ぶりと現行の J B I C のガイドラインの記載ぶり、J B I C のところは下線を引いていますけれども、「これにより」と書いてあるところですが、その部分を 2 つ組み合わせることで 1 つの目的として書けるのではないかと判断いたしまして、そのように 2 つのガイドラインの目的をくっつけた表現にしてあります。

1. 3 「定義」ですけれども、ここは文章をつくりまして、新たに使う言葉を加え、修正が必要なところは修正し、新しい J I C A になって使わなくなった言葉は消しました。上から説明いたしますと、1 の「環境社会配慮」は変更はございません。2 は、「相手国等」という言葉遣いを今回していますので、その部分を加えました。3 の「協力事業」ですが、新 J I C A になりましてここが異なりますので、その部分を修正いたしました。4 「プロジェクト」、5 「環境社会配慮調査」、6 「環境影響評価」、7 「戦略的環境アセスメント」、8 「環境社会配慮の支援」は変更はございません。9 の「環境社会配慮の確認」ですけれども、現行ガイドラインの表現がちょっと長いものですから、包括的に記載したということです。10 は「スクリーニング」ですが、4 段階になりましたので、その部分を修正してあります。11 「スコーピング」、12 「現地ステークホルダー」、ページをめくっていただきまして、13 「審査諮問機関」は変更はございません。あと、真ん中のところをもう一度見ていただきたいのですが、現行ガイドラインで使っていた「国際約束」とか「フォローアップ」という言葉遣いは外しました。14 の「Terms of Reference(TOR)」はそのまま使っています。あと、真ん中のところの「Scope of Work(S/W)」ですとか「Record of Discussion」は削除いたしました。15

「Environmental Impact Assessment (EIA)レベル」、16「Initial Environmental Examination(IEE)レベル」という言葉はそのまま使っています。17に「合意文書」という言葉遣いをしていますので、その定義を加えました。また、18として「協力準備調査」という言葉も出てきますので、その定義を書きました。一方、真ん中のところですが、20の「連携 Detailed Design Study (D/D)」ですとか、21の「基本設計調査」という言葉遣いはなくなりましたので、定義から外しました。

1.4「環境社会配慮の基本方針」ですが、ここも基本的には現行のJICAのガイドラインの表現を踏襲しています。ただ、一部、備考に書いてあるような点を踏まえて修正を加えています。まず1行目に下線部分を加えています。その後も同じ文章を使うのですが、5行目も言葉を修正しています。5ページ目ですが、重要事項1、重要事項2は変更ございません。あと、また真ん中を見ていただきたいのですが、重要事項3というのが以前フォローアップを行うというものが今のものにあるのですが、今回新JICAになりまして、「フォローアップ」という言葉遣いはまだあるのですが、JICAの事業全体にかかわることではありまして、開発計画調査型技術協力のみに該当する言葉ですので、重要事項からは外しました。その後の説明責任ですとかステークホルダーの参加、情報公開、実施体制を強化の部分は同じ表現です。あと、重要事項7に、これは今まで議論していただいた点ですが、迅速性の配慮という御指摘も多く受けましたので、その部分を加えています。

1.5「JICAの責務」ですが、ここも原則的には現行のJICAのガイドラインの表現を踏襲しています。パラの1番目は全くそのとおりです。2番目のパラは下線部分を加えています。ただ、この変更は新JICAの業務を想定した上での修正です。3パラ目も言葉を変えています。4パラ目も一部修正しています。また真ん中のところで、パラ5に「協力事業の終了後、フォローアップを行う」というのがありまして、これは先ほどの説明とも同じなのですが、JICA全体の事項ではなくなりましたので、フォローアップというところは外しています。パラ5は以前の6パラ目を踏襲しています。以下は、一番左のパラ6～9は現行のガイドラインのパラ7～10をそのまま踏襲しています。

1.6「相手国等に求める要件」ですが、真ん中のパラ2の「要請案件の採択の可否の検討」というところを外しまして、あとは同じ表現としております。

1.7「対象とする協力事業」ですが、ここは現在のJICAの業務、5つあるわけで

すけれども、その部分を記載してあります。真ん中のところで「また、以上のスキーム以外の調査」というセンテンスがあるのですが、もうこのような調査はないと理解しておりまして、その部分は削除してあります。

7ページ、1. 8「緊急時の措置」は現行のガイドラインの表現をそのまま使っている部分が多いのですが、最後に「報告する」にしております。以前は、済みません、下線がまた抜けてしまったのですが、「諮問する」だったのですが、そこを「報告する」にしております。あと、現行のガイドラインにある「また」以下の表現は、審査諮問機関の該当する箇所では情報公開をうたっていますので、ここからは外しております。

1. 9「普及」ですけれども、ここは下線の部分です。「相手国等」という定義をしましたので、その部分を修正してあります。

1. 10「審査諮問機関」ですけれども、現行では1. 10というものはないので、原科先生からいただいた目次に1. 10として入れていただいたものですから、現行のガイドラインで言うと2. 4に「審査諮問機関への諮問」というセンテンスがあるところがありまして、そのパラ1がここに書いてあるものなのですが、それをそのまま使う表現にしております。

以上です。

○原科座長 どうもありがとうございました。ここで一区切り入れましょう。

基本的事項について御説明いただきましたので、これについて、御質問、内容がよくわからない、確認したいということがございましたら、お願いいたします。

○清水委員 まず、素案の作成をありがとうございました。

質問等する前に確認させていただきたいのですが、きょうの話の進め方としては、私たちとして今回この素案を読んで、今ここで論点を議論するというよりは、むしろクラリフィケーションというレベルの質疑でよろしいのでしょうか。

○原科座長 最初にもう一回それを確認しておけばよかったのですが、あらかじめ御連絡したメールには書いておきましたが、今おっしゃったとおり、クラリフィケーションということで、まず中身を確認していただくことにいたします。それから、後半の1時間ぐらいで今後の進め方について議論をしたいと思います。まず2時間はそういう内容の確認で参りたいと思います。

そういうことでよろしいですか。その上で何かございますか。

○満田委員 早速ですが、2ページ目の「序」の一番最後の下線が引いてある部分で、

「5年以内に運用面の見直しを行い、10年以内にレビュー結果に基づいた包括的な検討を行い必要に応じて改定を行う」という部分です。この「5年以内に運用面の見直し」というのは、例えばガイドラインに基づく運用改善みたいなものを指しているのか、それともガイドライン自体の改定を指しているのか、どちらでしょうか。

○事務局（上條） これは、私の記憶では満田さんが会議の場でもおっしゃっていたと思うのですが、5年以内の運用面の見直しという趣旨は、新JICAになって、2つあるガイドラインをくっつける作業を今しているわけですが、それを運用してみて不都合がもし出てくれば、そこは見直したいという趣旨です。ですから、大規模な改定ではないというイメージです。

○原科座長 よろしいですか。

○清水委員 今の上條さんのお答えにさらに質問ですが、ということは、運用面で見直しを行った結果ガイドラインを改定することもあり得るでしょうし、あるいはガイドラインを改定せず運用面の見直しを行うということもあると思うのですが、これは運用面のレビューを行い、運用面の改定を行うという意味でしょうか。できれば、運用面の見直しを行って、運用面のみならず、ガイドラインの改定が必要であれば、それはするべきなのではないかという趣旨です。

○事務局（上條） もちろん、必要が起きてガイドラインのセンテンスも全部変えなければいけないとかいうことがその時点で判明すれば、それはそういう改定作業にまで波及することはあると思いますし、特にガイドラインをいじらなくても済む程度のこともあるかもしれないと思っています。

○清水委員 ということは、この文章で言うと、「5年以内に運用面の見直しを行い、10年以内にレビュー結果に基づいた包括的な検討を行い」の後の「必要に応じて改定を行う」という文章は、「5年以内に見直しを行い」というところと「10年以内にレビュー結果に基づいた包括的な検討を行い」の2つが係っているという理解でよろしいでしょうか。

○原科座長 どうですか。2番目の「行い」の後にもコンマを入れておけばいいのかな。そうすると両方係ると思うのですが。

○事務局（上條） はい。

○原科座長 ただ、前半の方では運用面の見直しを行うので、余り大きな直しは入らないと思いますけれども。



○清水委員 いずれにしても、「必要に応じて」と書いてありますので。

○原科座長 レビューをしっかりとやるなら10年ぐらいたたないとできないということですので、そのときには大幅な改定がある得ると。

○高梨委員 そういう面では、恐らく私どもも実際協力準備調査なんかをやってみないといけない、試行的な部分があるのですけれども、10年たたと一切改定しないというニュアンスではないということ言われたので、今、先生が言われたように両方にかかるような工夫があるといいなと思いました。

○原科座長 では、表現を、両方に係るというのがわかりやすいように、1つはコンマを入れればいぐらいに思ったのですが、もうちょっと丁寧に書いてもいいかなと思います。

では、趣旨としてはそういうことで、必要に応じては改定しますが、5年目はそんなに大幅なことには多分ならないでしょうという感じですね。10年目はレビューしますから、そうするとかなり本格的な改定ということだと思います。

よろしいでしょうか。

○吉田副座長 「序」のところに役割が書いてあって、それから基本理念と流れるのですが、その流れ全体から見ると、「序」の中に「社会配慮」という言葉がほとんど入ってこないんですね。環境の線ですってしまっていて。一方、古い版のJ B I Cには、第2番目のパラグラフに具体的に、「自然のみならず、非自発的住民移転や先住民族」というのが入っているのです。「序」の中に、世界人権宣言と、まさに社会的配慮の基本理念が入っている。もう1つは、どこかで国連の憲章とか何かをリファーして、民主主義という基本とする価値のキーワードがあると、すんなり次の理念で、その2つ、環境、社会配慮とつながるといえる気がするので、何かもう1つキーワードを。ある意味では、このガイドラインでとりわけ強調している情報公開とか、そういう民主的なプロセスも大事にしたいというのがあるものですから、そこを何か入れたらどうかと思います。

○原科座長 そうですね。先生がおっしゃったとおりで、もとのガイドラインでいくと4つ目のところ、「日本政府による」云々のパラグラフは背景を説明しておりますが、その辺の背景説明部分が今回は外れてしまったようなことになりますので、これは先生がおっしゃったように、背景はむしろ、これできて数年たちますから、その後の変化も踏まえて、より踏み込んだ書き方にした方がいいのではないかと思います。ただ、今の文章をそのままは使えないですけども、基本的にはそういう中身としてのものが残らないとおかしいかなと思います。そういう意味では、これは今後また議論してまいりましょう。

ほかにございますでしょうか。

○満田委員 クラリフィケーションだけだという理解なのですが、4ページに飛んでしまっても大丈夫でしょうか。

○原科座長 では、先に進む前に2、3ページで特に手が挙がるようでしたら確認したいと思いますが、よろしいですか。

それでは、4ページに進みましょう。

○満田委員 4ページの1. 3の18「協力準備調査」というところです。ここに「協力プログラムの形成」という言葉が出てくるのですが、これは「協力シナリオの形成」でいいのでしょうかという質問と、以前、協力準備調査の御説明の中で、協力シナリオの形成と個別案件の形成のためのF/Sなりその補完的なものプラスプロジェクト形成調査というような分類で御説明されていたような気がするのですが、そのプロジェクト形成調査なるものはここには含まれなくても大丈夫なのでしょうか。

○事務局（天田） 御質問の点でございますが、協力準備調査につきまして、昨年の初めころから10月、JICAに新しく統合する前に、いろいろスキームを形づくっていくところ、仕掛かりのところいろいろ御説明していたわけでございますが、そちらの整理をしていく中で、現在、協力準備調査につきましては、ここに書いてございます協力プログラムというものと個別案件の形成と、大きく分けますと2つ。

それで、この「協力プログラム」と、「協力シナリオ」と当時申し上げておりましたところとの関係ですけれども、「協力プログラム」は目標がございます。それから、それに到達するためのシナリオ、例えば物理的なプロジェクトと技術協力的なキャパシティビルディングが組み合わさったようなシナリオですね、こういったものを両者含んだ形で「協力プログラム」という概念で整理させていただいております。そういったしますと、調査を実際に行う際には、シナリオの方がまさに個別のプロジェクト等が出てくる場所なのですけれども、それに際して協力の目標を整理して、その上でシナリオを作成するというのがどちらかというとプログラムのフルの形になってまいりますので、協力準備調査といたしましては、その両者を含んだものである「協力プログラム」の形成ということで表現させていただくのが1つ目のものとしては正確かなと考えて、こういった定義になってございます。

それから後者の個別の案件のところでございますけれども、これがプロジェクトの形成に該当する部分でございますが、有償資金協力、無償資金協力、技術協力それぞれの個別

の案件でございます。これを形成するのが、「協力準備調査」とは、協力プログラムの形成と」の後の「個別案件の発掘・形成及び妥当性・有効性・効率性等の確認を行う調査」ということになってございます。

○原科座長 よろしいですか。私はよくないと思います。今の最初の方の御説明で、「協力プログラム」はシナリオ形成と目標がセットだとおっしゃった。けど、そういう記述が後の方の手續の3のところに見当たらないので、「協力シナリオ」という言葉も定義に使っておかないと対応がわからないのではないかと思うのです。ちょっと先に行きますが、13ページの3. 1. 1で「協力シナリオ形成」というのがございますね。「協力シナリオ形成」という言葉があるのですけれども、「プログラム」という言葉がここには書いてないでしょう。だから、これはどうなんですか。うまく整理していただかないと。

○事務局（天田） かしこまりました。申しわけございません。タイミングがちょっとずれていたかと思しますので、そうしましたら、ここは「協力プログラム」と「協力シナリオ」の言葉は整理をさせていただきます。

○原科座長 そこをわかるようにしてください。

○事務局（天田） はい。

○原科座長 では、続けてください。

○満田委員 「協力シナリオ」と「協力プログラム」については整理していただけるということでもいいと思うのですが、「プロジェクト形成調査」というものが私もはっきりとは理解できなかったのですが、以前のJICAの調査スキームの中にあつて、それも協力準備調査の1つの分類だと御説明いただいたように記憶しているのです。今、後段の手續のところを見ますと、有償、無償、技術協力の案件形成に係る調査のことを「プロジェクト形成調査」と呼んでいるようなのですが、そこら辺、今までの用語になれている人にとってはかなり混乱を生む原因にもなると思いますので、やはりここで解説、定義を書かれた方がいいのかなと思います。済みません、ちょっと中身にかかってしまいました。

○事務局（天田） 今の御質問は、従来の10月以前の「プロジェクト形成調査」と言われていたものと「協力準備調査」ということですね。

○満田委員 はい。

○事務局（天田） この場で口頭で御説明させていただきますと、基本的には従来の「プロジェクト形成調査」の中で、今で言うところの「プログラム形成」に当たる部分もございまして、それは協力プログラム、個別の案件により深く入る前の部分というのはそこに

多少なっている部分もございますし、旧 J I C A でございますので、技術協力の案件の発掘・形成を行っていた部分は協力準備調査のプロジェクト形成になっているところです。

○満田委員　のみ込んでいないのは私だけだったらどうしようと思いつつ質問しているのですが、資料の 23-1-2 の目次案をごらんいただきたいのですが、「環境社会配慮の手続き」の 3. 1. 2 「プロジェクト形成」……

○原科座長　「プロジェクト形成」という言葉は目次に入っていますので、それとの言葉の関係はさっきと同じようなことで、後で使っている言葉がちゃんと出てこないと関係がわからなくなってしまうので。「プロジェクト形成」という言葉を目次で使っておりますので、それも定義のところうまく表現していただくといいと思います。

○満田委員　今の天田さんの御説明の「プロジェクト形成調査」というのは、ここの「プロジェクト形成」を指しているのでしょうか、それとも違うものを指しているのでしょうか。

○事務局（天田）　10月以前に「プロジェクト形成調査」と呼んでおりましたものの中で、技術協力プロジェクトの、ここで言うところの「プロジェクト形成」になっているものもございます。協力準備調査の中に一部そういったものが入っているということで。あとは、座長に御指摘いただきましたように、何らかの形で紙に整理させていただきます。

○原科座長　ですから、これは順番に参りますけれども、後でまたフィードバックして整合性を直していくことにしましょう。きょうの段階で気がついたものは今直していただくことにします。その辺の定義のことは、きょうの議論を踏まえて、早速次回には直したものを出示していただければよろしいと思いますけれども、そんなことでよろしいですか。

○高梨委員　そういう意味で補足なのですからけれども、我々の業界でもここは全くわからないので、恐らく J I C A さんのスタッフの方もしっかり説明できる人は少ないのではないかと思います。そういう面で、やはり現行スキームとの関連ですね。今ちょっと出ましたフィージビリティスタディなりマスタープラン等、そういうものがここに含まれるというような工夫をしていただきたいのと、目次欄のところに出ているのですけれども、3. 5 の「開発計画調査型技術協力」の方ではマスタープランとフィージビリティというのが出てきているのですが、私どもの理解では、プロジェクト形成の中でも同じようなことが当然あるだろうと思うのです。そういうもので現行のスキームとの関連も少し敷衍していただくありがたいのと、定義として「補完型調査」とか「詳細設計調査」ということについても若干補足を入れていただければ、恐らく用語の説明としてわかるのでは

ないかと思しますので、ひとつお願いしておきたいと思します。

○原科座長 定義の説明をもうちょっとふやしてもらいたい、項目を挙げるということですね。「補完型調査」と、もう1つは何でしたか。

○高梨委員 「詳細設計調査」。

○原科座長 この2つを追加してもらいたいと。この件はいかがでしょうか。——今の件に関してですか。では、どうぞ。

○一般参加者（片山） 「環境レビュー」というのも追加していただきたいと思します。

○原科座長 では、今の3つを説明できたら定義の案をつくっていただいてよろしいですか。「補完型調査」と「詳細設計調査」と「環境レビュー」の3つについて定義を追加願えますでしょうか。並べる順番は、流れを見て……

○事務局（天田） 検討させていただきます。

○原科座長 必ずしも最後でなくても、順番は途中で割り込んでもいいですけれども。

いいですか。——それでは、今の件はよろしいと。

清水委員、どうぞ。

○清水委員 済みません、先ほどみずからクラリフィケーションと言ったのに、いつものくせで主張してしまい失礼しました。

今度こそクラリフィケーションなのですけれども、今の定義のところ、現行 J I C A のガイドラインで **Scope of Work**、**Record of Discussion** と今まで呼んでいた部分がなくなっている背景、理由について教えてください。というのも、後をずっと読み進めていきますと、今まで **Scope of Work** と呼ばれていた部分については、何か文章で「具体的な作業分担、連携、調整等の方法をまとめる」となっていて、私たちが今までの **Scope of Work** を指すときに、一々「具体的な作業分担、連携、調査等の方法をまとめたものについて」と関係者が呼ばなくてはいけないことになるわけです。なので、実際には J I C A の中で **Scope of Work** という言葉を使うのだけれどもここでは省いているのか等を含めて御説明いただければと思します。

○原科座長 この用語を使わなくなったということですが、それは実際にそういうものがなくなったのか、あるいは対応するものはあるのだけれども呼ばなくなったのか、そういうことだと思します。どんな背景でしょうか。

○事務局（天田） こちらの **Scope of Work** は開発調査の範囲、内容、スケジュール云々を記載するもの、R/D、**Record of Discussion** は技術協力プロジェクトの目的云々かん

ぬんを相手国と定める文書のことを言うということでございまして、開発調査につきましては、資金協力、技術協力プロジェクトの協力準備調査を除きますと、開発計画調査型技術協力になってございます。その開発計画調査型技術協力と、技術協力プロジェクトの、定義で言いますと17番になりますけれども、「合意文書」、こちらの名称につきましては現在検討中のところがございまして、できるだけ早く名称は定めてまいりたいと思っております。もしかしたら **Scope of Work** という言い方を開発計画調査型技術協力について使わせていただくことがあるかもしれませんが、現時点におきましては、これがあるのだけれどもここで落としたというよりは、合意文書としての名称のところを検討中というステータスでございます。

○原科座長 よろしいですか。

ほかにございますでしょうか。

○高梨委員 もう1点、いわゆるフォローアップというのが今回全く定義に出てこないのですけれども、これは旧JICAさんの場合には、技術協力等の事業が終わった後、円借款に行ったり、あるいは他の機関からのファイナンスに対してのフォローアップということで使っていたと思います。一体化になった場合もフォローアップが必要なような気がするのですけれども、それを今回モニタリングという形でまとめたのかどうか。そういう意味では「モニタリング」と「フォローアップ」というのを定義の中に入れていただければと思っていますけれども、ひとつお願いします。

○事務局（上條） 「フォローアップ」という言葉遣いですが、高梨さんから今御説明があったように、以前のJICAではプロジェクトサイクルで言う準備段階でF/Sをつくっていたわけで、その後の実施段階はかかわっていなかったということですね。それで、準備段階でF/Sレポートだけつくってそれでいいのかという議論があって、「フォローアップ」という言葉遣いをしたという記憶があります。それが、今回はJICAみずからが実施の部分も担当することになったことによって、以前使っていた「フォローアップ」という概念は基本的に必要なくなりました。ただし、開発計画調査型技術協力は依然として準備段階だけ行うものでして、それが相手国政府に渡った後どうなるのかというところは「フォローアップ」という概念が残るだろうという理解をしまして、そうなる。「フォローアップ」はJICAの事業全体にかかわることではなくなってくる。もちろん有償であればF/Sができて、アプレイザル段階が終われば次はモニタリングということになっていくわけで、そこはそういう言葉遣いでJICAはずっとかかわっていくわけで

すけれども、それは「フォローアップ」という言葉遣いとは違うだろうという整理をしているのです。

○高梨委員 ただ、本体事業、例えば円借款で完成した後のいわゆるフォローアップというものがありますよね。日本として、要するにJICAさんとして。今までは、ほかの機関が融資する場合があります、その場合はF/Sをやった案件をフォローアップすると言ってきた。今度は、事業が一貫して流れて最後の建設まで実施する、終わった案件のその後のことを、一般論として我々は「フォローアップ」という言葉を使っているのです。旧JICAの用語ではなくてですね。その部分というのは全くない形になるのですかね。

○原科座長 一般に使われる「フォローアップ」というのはちょっと広い概念だと思うのです。現行のガイドラインでは今御説明になったように限定的なので、それをあえて説明しているわけですね。高梨委員がおっしゃったように一般的にはもっと広い概念で、モニタリングはフォローアップの一部の作業ということですので、「フォローアップ」という言葉を限定的に使うのだったら、私、今伺っていて、逆に14は残しておいた方がいいような感じもしました。今おっしゃったように、「フォローアップ」と言うと、一般的に使っている概念と、ガイドラインに書いてあるものを混同してしまいます。この「フォローアップ」は今までどおりの非常に限定的な意味だと、つまり開発調査相当のものの後のものということで限定しているのだということがわかるように、14は残した方がいいのではないですか。残していないと、「フォローアップ」はいろいろな意味に使われますよね。今、高梨委員がおっしゃったような感じを持つ人が多いと思います。

もう1つおっしゃった、ではその後のフォローアップに関してどうするかというのはまた別な問題なので、それに対しては何か御回答はございますでしょうか。物ができて、その後はほうっておいていいのか、あるいはフォローアップをちゃんとやるのか。JICAとしてのアクティビティですけれども。

○事務局（天田） 高梨委員からございました一般的なフォローアップというところ、これは私どもの方でも別に定義があるわけではなくて、一般的に、実施した後の何かを「フォローアップ」と呼んでおります。この環境ガイドラインを今まで検討してきた中で、特にここで定義づける必要があるような形ではなかったもので、そちらについては触れておりませんでしたけれども、今おっしゃられたようにこの14をどうするのかというところになるのですかね。

○高梨委員 天田さんもJBICにおられたので、現行でもいわゆるSAPSというSA

Fの一環で、要するに円借款が終わった後もいろいろと問題が起きたり、あるいはもう少し促進した方がいいということで、そういう面ではしっかりフォローアップするようなファシリティは現在あると思うのです。新JICAになられてSAFがどうなるかというのは我々もいまだによくわからないところですが、一応事業的にも、その後の我々の言うフォローアップ的なものも制度としてはあるような気がしたものですから、そういう面でちょっと御検討いただけたらと思います。

○原科座長 だから、2つの種類があるということであれば14は残した方がいいように思います。ここではこのように限定的に使っている、高梨委員がおっしゃったことはもっと広い意味だと、わかるようにしておかないと。一般的な意味のフォローアップと誤解されてしまうとかえってまずいでしょう。それは御検討いただけますでしょうか。

○事務局（杉本） その点は検討させていただきます。

○原科座長 では、今の件はよろしいでしょうか。

では、ほかにまいります。

○満田委員 5ページに飛んでしまっても大丈夫でしょうか。1.5の「JICAの責務」の2です。「協力事業を開始する際に、環境・社会影響の程度に応じてカテゴリ分類を行う」。現行のJICAは、「協力事業の要請がなされた際に」。恐らく協力準備調査などを念頭に置かれて要請がない場合もあると思われたので「要請」という言葉をあえて外されたのかなと思っていますが、「協力事業を開始する際に」の「開始」という意味合いが、通常は、例えば「着工」と読んでしまう人がいるかもしれないのですが、ここら辺は何か明確な意図があって書かれているのでしょうか。

○事務局（上條） この表現は、満田さん御指摘のとおり、以前のJICAはまず要請がなければいけなかったのでこういう表現にしていたのですけれども、要請がなくても協力事業を始められるようになりましたので、そのことを想定してどういう表現にしようかなど。要請がなくて始まるものもあれば、要請があって始まるものもあるわけです。それを両方とも読めるような表現をどうしようと考えまして、今のパラ2にあるような表現にしたということです。

○満田委員 とすると、意味合いとしては、「協力事業の検討を開始する際に」という意味にとってよろしいでしょうか。あるいは「準備を開始する際に」とか。JICAさんの中で使われている用語に即しているかどうかよくわからないのですが。

○事務局（上條） それは開始する前には検討するわけですし、検討するときには環境影



響、社会影響はどうだろうかというのは当然見るわけです。それがどこからかとやっていけばどんどん前になってしまうとは思いますが、ただ表現ぶりとしてどうかと。それで私どもは、「開始する際に」と。当然開始するときには検討するのでしょうかから、その「開始」というのはどこから開始なのかと言われるとなかなか難しいところがありますけれども。ですから、協力準備調査であれば、協力準備調査を行うことを事業部が検討したときにはカテゴリ分類は行うということになると思います。

○満田委員 これ以上議論すると中身の方に入っていくそうなので、とりあえずはクラリフィケーションということで。

○原科座長 それでは、そのことに疑問があるということで、後でまた議論いたしましょう。

ほかにございますでしょうか。

あと6ページ、7ページとございますけれども、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

高橋委員、どうぞ。

○高橋委員 おくれて済みませんでした。

7ページの1. 8「緊急時の措置」についてですが、新ガイドライン素案を見ると審査諮問機関へは諮問ではなくて報告になって、「審査諮問機関の検討結果と協力事業の結果を情報公開する」が削除されています。私たちの現場での経験から言うと、特に緊急的なプロジェクトが求められる紛争地域などに関しては、その扱いを間違えると紛争を助長してしまったり、もしくは汚職を招くおそれが十分あり、その意味で情報公開というのは極めて大事だと私たちは思っています。素案に書かれた表現だけを読むと、審査諮問機関に報告しますけれども、審査諮問機関の情報公開については2. 4で記載があり、ここと照らし合わせて読んでいって、その上審査諮問機関がいわゆる議論という形になっていかないと、議論結果の議事録という形でようやく情報が公開されるということになるのではないかと思います。また、もし議論にならずにただ単に報告ということだけだとそこで情報がとまってしまうのかなと。つまり、ほとんど情報公開というところに至らないのではないかと思います。そのあたりはどのように解釈したらよろしいのか教えていただければと思います。

○事務局（上條） 今の審査会の議事録をホームページに出していますけれども、そこを見ていただいてもわかると思いますが、報告という事項もあるのです、審査、諮問、答申

ではなくて、進捗を報告してほしいというようなことがあって報告することもあるのですけれども、それも今議事録に載ってます。

私どもは別にここで何か情報公開を狭めようという意思があってやっているわけではなくて、2. 4のところでもう公開していますので、また同じことを書かなくてもいいのではないかという判断で、ここは「また」以下は取っているだけなのです。

あと、「報告」にした言葉の説明なのですけれども、なぜ「報告」にしたか。過去何件か、緊急時の措置という扱いを審査会にかけたことがあるのです。その経験を確認したのですけれども、現行のガイドラインだと事前調査をやって本格調査をやるという手順をしているのです。ですけれども、緊急時のことだったので事前調査は省略する、事前調査でやるようなことは本格調査の中でやるという手順をすることを審査会に報告したということはあるのです。ただ、そのときに環境社会配慮の手続をしなかったかという点とそういうことではなくて、スコーピングをやって緩和策なども提示するという点はやってきました。今まで「報告」という言葉遣いはしていなかったのですけれども、実質どうだったか確認しましたら、それは報告であった。審査会に今度こういうことをやりますと説明することだった。そういうことを確認しましたので、別に狭めたいとかそういうことではないのですけれども、今回はより実態に即した表現にしてみたということです。

○原科座長 今の件はよろしいですか。これは、「緊急の判断と実施する手続を……」、だから「事前に」という言葉を入れた方がいいのかな。終わってからの報告のような印象になってしまう。

○事務局（上條） これからこういうことをしますということですね。

○原科座長 だから、手続を事前に報告する。報告のときも通常は質疑がありますから、議論もできるはずです。だから、「事前に報告して、場合によっては必要な助言も得る」ぐらいに書いてもいいのですけれども、具体的なプロセスがわかるように表現を変えた方がいいかもしれないですね。確かにこれだけ見ると報告するというのが強調されて、終わってから報告するような印象になって誤解を招きますので、表現を少し考えましょう。いいですか。また議論をした上できちんとしていきましょう。

よろしいでしょうか。

○高橋委員 はい。

○原科座長 ほかにございますでしょうか。

○清水委員 6ページ目の1. 6の4ですけれども、現行のJICAのガイドラインでは

「モニタリングを行う」と書かれていたところが、今回は「モニタリングを確認する」という表現になっています。これについて、新JICAが行うモニタリングについては今後は「監理」と呼ぶとかいうことがこの委員会の中でも議論されたと思うのですが、ここであえて「モニタリングを確認する」という言葉を使われている理由を教えてください。

○事務局（上條） それは、モニタリングをするのは相手国等だ、プロジェクト実施主体者の方だという理解をしまして、私どもJICAは確認する立場だということで「確認する」としております。

○清水委員 JICAが行う相手国政府のモニタリングの確認というものを今後は「監理」と呼びたいということ、恐らく旧JBICさんだと思うのですが、旧JBICさんの方から御提案があったのです。それで委員会の中でもそういう議論で話し合わせ、監理でいいんじゃないかみたいな結論になったと思いますので、それがここで変わってしまったのはなぜかなと思った次第です。

○原科座長 「監理」という表現にするはずだったのが変わったということですか。

○清水委員 はい。

○事務局（杉本） 意図は変えるつもりはなくて、相手国がやるものとJICAが確認するものを明確に分けましょうというそもそもの出発点には手をつけていないつもりです。表現がもし分かりづらい場合には検討いたします。ただ、今御指摘があったように、「モニタリング」と「監理」という形で書いて実際見てみると、場所によって多少わかりにくいといえますか、かた苦しいなりわかりにくいというところも出てきたものですから、別の言い方でもう少し平易といえますかわかりやすく、もともとの意図を変えないでやるにはどういう形があり得るかということの中で検討してこういう書き方に見たということころです。

○原科座長 これは検討事項にしましょう。また議論しましょう。「確認する」という表現でこれまで議論したことが本当にうまく表現できているのか、それは時間をかけて議論した方がいいですね。では、問題があるということだけ御指摘いただいたことにしましょう。

ほかにございますでしょうか。

○千吉良委員 1. 10の「審査諮問機関」のところ、7ページでございますけれども、横の備考のところに「名称の環境社会配慮審査会への変更を要検討」と書いてありますけ

れども、「要検討」とおっしゃっている背景を教えてくださいなと思っていますのと、説明を聞く前なのですけれども、印象としては、諮問を受ける機関から審査をする委員会に変わるようなイメージ、名称の変更だけ見るとちょっと違和感があるのですけれども、その辺を教えてくださいなと思います。

○事務局（上條） 現行の J I C A のガイドラインをつくったときにはまだ審査会というものなかったのです。それで言葉として「審査諮問機関」という言葉遣いをしたのですけれども、現在は環境社会配慮審査会というものがございまして、今回改定するときに「審査諮問機関」という言葉遣いと現状の言葉遣いと違うものですから、ここは現状を踏まえた表現にした方がいいのではないかと考えているところです。

○原科座長 よろしいでしょうか。

ほかにございますでしょうか。もしよろしいようでしたら次へ進みますが、いいですか。それでは、次に進めさせていただきます。

次はⅡ「環境社会配慮のプロセス」の部分の御説明をお願いいたします。

○事務局（上條） それでは、7 ページの中段からですけれども、説明させていただきます。

2. 1 「情報の公開」です。ここも見ていただくとなるべく比較できるようにしているのですけれども、1～8 は現在の J I C A のガイドラインの表現を踏襲してしまっていて、下線の部分を修正しています。パラ 7 の 3 行目の「その際」から下線が引いてあるのですけれども、ここは真ん中の現在の J I C A のガイドラインのパラ 9 を新しい素案のパラ 7 の方に移動させました。その後、7 ページの一番下の左側の 9 の「J I C A は、競争関係を踏まえ」というところですが、これは、8 ページ目の上の方にありますが、現在の J B I C のガイドラインの「本行は、競争関係を踏まえ」という表現を持ってきました。

2. 2 「現地ステークホルダーとの協議」は基本的には現在の J I C A のガイドラインの表現を踏襲してしまっていて、一部下線の部分を修正しています。特にパラ 4 ですけれども、以前は、真ん中のパラ 4 の「少なくとも」と書いてあるところですが、「少なくともスコーピング時、環境社会配慮の概要検討時及び協力事業の最終報告書案が作成された段階」と、カテゴリ A の場合は 3 回ステークホルダーとの協議を行うこととしていたのですけれども、素案の 4 では、概要検討時のところは「必要に応じて」としております。そこが大きな変更点です。

2. 3 「環境社会配慮の項目」は、9 ページ目の左上を見ていただきたいのですけれど

も、「労働環境（労働安全を含む）」を加えてあります。あとはなお書きを加えてあります。この趣旨は、このすべての項目をやるわけではない、スコーピングで絞り込むのだということを注書きとして加えています。あとは変更はございません。

2. 4ですけれども、ここは「審査諮問機関による助言」と、「による助言」という言葉を今は使っています。今のパラ1は現行のガイドラインのパラ2を踏襲してしまっていて、あとは、今のパラ2、パラ3は以前のパラ3、パラ4をそのまま使っています。今のパラ1は表現が現行のものとはちょっと変わっているのですけれども、準備段階で助言を行い、実施状況の報告をJICAから受けるということにしております。

2. 5「カテゴリ分類」ですが、ここも基本的には現行のJICAのガイドラインの表現を踏襲しております。下線部分を変えてあります。カテゴリ分類にFIが加わったので4段階としている点ですとか、9ページの下の方、真ん中の「さらに」のところに下線を引いていますけれども、ここは削除しております。その理由は、以前はJICAは技術協力機関でしたので、相手国政府がEIAと指定しているような案件であれば、プロジェクトであればカテゴリAにしていたのですけれども、今の新JICAではそれは必ずしもイコールではないということで、そこの部分を取っています。パラ3の下線部分ですが、エンジニアリング・サービス借款の記述を加えています。パラ5ですけれども、カテゴリFIというものを加えています。あとのパラ6、7、8は以前のJICAの5、6、7を踏襲した表現としております。

2. 6「参照する法令と基準」、ここはパラ1、パラ2は現行のガイドラインをそのまま踏まえてしまっていて、パラ3で世界銀行のセーフガードポリシーに言及しております。そこは「大きな乖離がないことを確認する」という表現としております。パラ4、5は現在のガイドラインの表現を踏襲しています。

2. 7「社会環境と人権への配慮」は修正はしてありません。

2. 8「JICAの意思決定」ですが、2. 8. 1「有償資金協力、無償資金協力、技術協力プロジェクト」、ここの表現は現行のJBICのガイドラインを踏襲しています。

ページをめくっていただきまして、12ページの2. 8. 2「開発計画調査型技術協力、外務省が自ら行う無償資金協力についてJICAが行う事前の調査」、ここのパラ1とパラ2は、現行のJICAのガイドラインの表現ぶりを、言葉は一部修正していますが、踏襲しています。ここの部分では、パラ2の下線があるところですが、以前は「開発ニーズの把握が不適切な場合」だったのですが、より私どもの意図が伝わるように、「ブ

プロジェクトを実施しない案も含めて代替案の比較検討を行ってもプロジェクトの妥当性が明らかに認められない場合」という表現に修正いたしました。

2. 9 「ガイドラインの適切な実施と遵守の確保」は表現を踏襲しています。

2. 10 「ガイドラインの適用と見直し」は、まずパラ1ですけれども、ここはちょっと書き直しまして、施行日が決まれば「●年●月●日」を入れまして、「ただし」のところですが、今度は「○年○月○日」としているのですが、これは●より後の日付が入るだろうという想定をしております。パラ2ですが、これは「序」のところにもありましたけれども、5年以内に運用面の見直し、10年以内にレビュー結果に基づく包括的な検討を行うこととしております。

以上です。

○原科座長 ありがとうございます。

それでは、今のⅡの部分で御質問等ございますでしょうか。

○満田委員 このⅡ「環境社会配慮のプロセス」全体の位置づけですが、Ⅲ「環境社会配慮の手続き」と割と似たタイトルの項目があるのですが、要はこのⅡ「環境社会配慮のプロセス」では全体にかかわることを規定して、この後のⅢ「環境社会配慮の手続き」では段階別またはスキーム別のより詳細な手順を書いているという理解でよろしいでしょうか。

○事務局（上條） それは現行のJICAのガイドラインと全く同じ考え方でして、今、満田さんから御指摘があったとおりでと思うのですけれども、Ⅱのプロセスのところではスキームを横断的に、一般的な考え方というのでしょうか、もう少し基本的事項を踏まえて具体的に行う取り組みを書いている。それが手続に行って各スキームごとに落ちて、実際そのプロセスに従って手続をやっていくとこうなるというのがⅢで書かれるということです。

○満田委員 今度はちょっと細かい質問ですが、7ページ目の2. 1「情報の公開」の8です。「情報公開をウェブサイトで日本語、英語または現地語により行うとともに」、これは現行ガイドラインでは「日本語及び英語」になっているのですが、この「日本語、英語または現地語」の意味合いですが、これはこの3つのうちのどれかという意味でしょうか、それとも日本語及び英語または現地語という意味でしょうか。

○事務局（上條） ここは全部「または」ということです。

○原科座長 日本語か英語か現地語という意味ですか。

○事務局（上條） はい。

その理由は、以前の J I C A は自分たちで支援してつくっていったので、日本語と英語は必ずつくるだろうということだったのです。今回こういう言葉を使っているのは、J I C A が支援していない部分の情報を扱うこともあるだろうということで、すべて「または」という表現にしています。もちろん日本語と英語があれば両方出る。J I C A がつくった部分であれば、それは J I C A の情報公開というこのガイドラインとは別のものですが、そういう趣旨に従って公開されると思います。

○原科座長 よろしいですか。

それでは、ほかに。

○中山委員 例えばベトナムだとすると、ベトナム語で出た場合、ベトナム語が理解できるかとかは別として、J I C A のホームページだと日本の人はパソコンの画面上でベトナム語が読み込めるのですか。ベトナム語が理解できるかではなくて、ホームページ上に出してきた場合、ベトナム語で普通の人が見ることができるのですか。現地語ということになっているので。

○事務局（杉本） 技術的に表示できるかどうかということですか。

○中山委員 はい。

○事務局（杉本） PDF のような形にして表示すれば問題ないかなと思っています。そこは解決してやるべく取り組みたいと思っています。

○中山委員 結構です。

○吉田副座長 今のⅡで議論しているのは「環境社会配慮のプロセス」というタイトルがついているのですが、中身を見るとプロセスではなくて、もうちょっと違った言葉の方が適切かなという印象を持ったのですけれども、いかがですか。

○原科座長 プロセス及び何とかでしょうかね。プロセスだけではない。では、これも吟味することにいたしましょう。

Ⅱのところではほかに御質問ございますでしょうか。

○清水委員 2. 5 の 3、10 ページ目ですけれども、E S 借款に関するカテゴリ分類について、中間報告書の提言とは別のもの、つまり現在の J B I C のガイドラインにあるものがそのまま使われていますが、J I C A でどのような検討を行った結果こういった素案が出てきたのかということについて教えてください。

○事務局（杉本） E / S 借款ですけれども、これについてどのようなカテゴリ分類にするかということをいろいろと議論が出てきました背景には、現在の運用では「エンジニア

リング・サービス借款」と称している案件の中身について少し柔軟な扱いがなされていた場合もあるのではないかという話が1つ背景としてあったと理解していきまして、今回ここでカテゴリBということで案を出させていただいているのですけれども、これにプラスして、再度、「エンジニアリング・サービス借款」という場合には、基本に立ち返れではないのですが、コンサルタントが机上で業務を行う内容に厳密に限るとということで、そこはきちんと運用するという前提の上でこういった形でやっていきたいということで書かせていただいています。

○原科座長 今の件はよろしいですか。机上で検討するのに限ると。

○清水委員 これ以上出すと議論になってしまいますので。

○原科座長 では、今はそういうことです。

では、フロアの方どうぞ。

○一般参加者（田辺） J A C S E S の田辺と申します。

12ページ目の2.8.2の2です。「このような対応を行っても」というところですが、その中段の「環境社会配慮が確保できないと判断する場合」として」という説明が書かれているのですが、これが開発計画調査型技術協力のみ限定されている理由を教えてくださいたいのです。というのは、その上の有償、無償、技協の中でもこの「環境社会配慮が確保できないとする場合」という表現が入っていきまして、そちらの方ではこの定義が適用されないのかということを確認したいのです。

○事務局（上條） ここは委員会でも御議論いただきたいと思っているところなのです。実はこれは、NGOの皆さんと意見交換をしたときの御意見も踏まえて、この2.8「JICAの意思決定」のところの表現をつくっているのです。私も今御指摘いただいたところは気がついてたのですけれども、御意見をいただいてから作業した方がいいかなと思って、今はこのままにしています。

○原科座長 いいですか。今のところはこれに限定しているけれども、さらに議論を願いたいということでございます。

ほかにございますでしょうか。

○満田委員 前の方に戻ってしまっていて申しわけないのですが、9ページですが、よろしいでしょうか。2.4「審査諮問機関による助言」の1ですが、「カテゴリA案件と必要に応じてカテゴリB案件について準備段階での環境社会配慮の面での助言を行い、実施状況の報告をJICAから受ける」という、この「準備段階」と「実施状況」の意味合いの差



なのですが、準備段階というのはどこのフェーズを意味していらっしゃるのかということ  
と、実施状況というのは、要は意思決定した後の事業がモニタリング段階に入ったときの  
実施状況をイメージしていらっしゃるのでしょうか。

○事務局（上條） 準備段階というのは協力準備調査段階のことです。ですからF/S調  
査を想定していますけれども、F/S調査を行うときには、現在審査会で行っていただい  
ているように、これはまた議論をいただくことになると思いますけれども、現在はスコ  
ピング段階とドラフトレポートの段階で議論をいただいていますけれども、そういうこと  
をしていただく。ただ、それ以降、環境レビュー以降ということになりますけれども、環  
境レビュー以降は、ここも御議論あるとは思いますが、基本的にはJICAの方  
で進捗を御報告するというのを今は考えています。

○原科座長 「実施状況の報告をJICAが受ける」という意味合いは、さっきと同じよ  
うに、報告を受けて、必要に応じて助言を与えるわけですね。

○事務局（上條） そういうこともあると思います。

○原科座長 それはクリアにわかるようにした方がいいような感じがしますね。

○満田委員 そういたしますと、この準備段階というのは協力準備調査段階で、すなわち  
協力準備調査にかからない案件は想定されていない。それから実施状況というのは環境レ  
ビュー段階も含んだそれ以降の段階であるという理解でいいのですね。

○事務局（上條） 協力準備調査を行わない案件をどうするのかというのは内部でもまだ  
明確な結論は出ていないのですけれども、後者の実施状況というところは、環境レビュー  
の結果ですとかモニタリングの私どもが確認した結果を御報告するということです。

○原科座長 環境レビューは実施状況に入るわけですか。どちらですか。環境レビューと  
いうのはまだ準備段階な感じがしますが、

○事務局（上條） ただ、環境レビューが終わった後、その部分は環境レビューを私ども  
がしまして報告いたします。

○原科座長 環境レビューの段階はまだ準備段階でしょう。

○事務局（上條） 環境レビューはアプレイザルの段階だと思うのですけれども。

○原科座長 資金供与の手前ですから、準備段階と言っているのではないのでしょうか。協  
力準備調査だけに限るのではないのでしょうか。意思決定の手前だから。準備というのはそ  
ういうことではないのですか。

○事務局（上條） ただ、私どもが今ここで想定しているのは、実施状況というのは、環

境レビューで、私どもが環境レビューをした結果を御報告することと考えています。

○原科座長 環境レビューが抜けてしまうわけですか。

○事務局（上條） 私どもは環境レビューをいたします。審査部の方でやるわけですから。その結果がこの実施状況に入るということです。

○原科座長 要するに、全部のプロセスは一応関与するのだけれども、報告という格好になると違うということですか。全体のプロジェクトサイクルでいくと、すべてのサイクルで審査諮問機関が関与するけれども、前半と後半で形が違うということを書いていくということですか。

○事務局（上條） そうです。ですから、プロジェクトサイクルで言いますと、準備段階は助言いただいて、アプライザル段階とインプリメンテーションの段階は報告させていただくということなんです。

○原科座長 報告して必要な助言を行うということですね。

○事務局（上條） そこまで明確に言葉遣いは決めていないのですが、必要などころは助言いただくということだと思います。

○原科座長 普通、アセスメントの世界では、少なくとも日本では、あるいは海外もそうですけれども、審査諮問機関がある場合にはアプライザル段階でそこにチェックしてもらうということをやっていますからね。だから、そういう意味では助言を行うのです。単なる報告だけではないですよ。私の知る範囲ではこれが通常のやり方です。そのところはきちんとしておかないと。もしそうしないと非常に特異な格好になってしまいますから。

○事務局（天田） 審査諮問機関のところの御議論につきましては、きょうのクラリフィケーションを受けまして整理して……

○原科座長 では、これはもう一回これからの委員会の中で議論します。改めて議論は要らないとは思いますが、

○事務局（上條） ただ、実質F/S段階で、スコーピングですとかドラフトのレポートの段階で議論いただきますので、私どもが環境レビューをするときには当然それを踏まえてやるという理解なので、

○原科座長 では、あとは議論にしましょう。

ほかにございますでしょうか。

○高橋委員 11 ページ、2. 6 「参照する法令と基準」の параグラフの3ですが、世銀のセーフガードポリシーが含まれたということではあるのですが、現行と新ガイド

ラインを比較すると、「条約」、「宣言」という言葉が全部消えています。これはどういう意図があるのでしょうか。どのように解釈したらいいのでしょうか。新ガイドラインの素案では「基準」という言葉で統一されているのですけれども、「条約」とか「宣言」という言葉は全部落とされています。例えば、援助効果に関するパリ宣言みたいなものの中にも、相互説明責任という原則に関連して情報公開が結構大事なポイントとして議論されていると思うのですが、こういったものはこのガイドラインでは関係ないという考えでしょうか。

○事務局（杉本） 委員会の議論の中でも、新JBI Cのガイドラインが先行して議論されていて、文案も検討されていたということで、それも踏まえてという議論がありまして、文案の検討の際にそれを下敷きに検討していたという出発点があったものですから、今御指摘のような点が出てきてしまったのかと思っています。そこについては改めて検討させていただきますが、別に関係ないという意図で切り捨てたということではありません。

○原科座長 いいですか。特にこれを外すという趣旨ではなかったけれどもこういう表現になったということだと思いますから、それがきちんとわかるような格好にお願いしたいと思います。

どうぞ、清水委員。

○清水委員 同じ部分の3ですけれども、中間報告書では参照すべき国際基準やグッドプラクティスについては適合ということにしてはどうかということになっているわけですが、今回の素案ではそうなっていない理由を教えてください。

○事務局（上條） 私ども、「適合」という言葉遣いもすごく検討したのですけれども、非常に慎重な意見も多くて、「適合」という言葉が一人歩きしたら非常に困るという意見もありまして、今は「大きな乖離がないことを」という表現にしています。

○原科座長 中間報告のときには「適合」という表現でいこうと決めたのではなかったですか。

○事務局（上條） 中間報告ではそういう言葉をいただいているのは理解しているのですけれども。

○原科座長 中間報告に沿ってつくっていただかないと。それはここで議論することで、そちらで議論して決めては困るので。

○事務局（上條） ですから、その理由を今聞かれていますので、その理由としては、内部で検討したときにこういう言葉遣いになっているということです。

○原科座長 それはちょっとまずいですね。委員会報告に沿って書いていただかないと。内部で検討して報告と違うことを書いてしまうのでは、何のために議論したのかわからなくなってしまう。

○清水委員 今、JICAの中で一人歩きを懸念されたということだったのですけれども、そのあたりをもう少し詳しく教えていただけますでしょうか。具体的に何を懸念されて今回のような表現になったのかということがいま一つつかめませんでした。

○事務局（上條） 「適合」という意味合いが、私どもの理解では、英語だと **expected to meet** ということだと思っておりますけれども、それが具体的にどういうことかというところで慎重な意見が今は多いということなのです。

○高見委員 では、「大きな乖離」という場合の「大きな」というところはどういうことかという説明をいただけませんか。

○JICA（岡崎） 清水委員と原科先生からも、中間報告で書かれている内容が採用されていないということで御意見をいただいているのだと思うのですが、これは我々も内部で真剣に議論した結果、きょうはこういう文案で提示させていただきました。

なぜこういう文案を提示したかという、これはJICAのガイドラインであるからということに尽きるのです。世銀のセーフガードポリシーは確かに広く他の開発援助機関ですとか二国間の援助機関に影響を与えています。我々もその内容をふだんから、世銀のスタッフと意見交換をしたり、同じ立場の人間同士ということで主張し合ったりということでは研究はしていますが、我々がやろうとしていることが世銀のセーフガードポリシーに対して全くそごがなく問題がないかどうかということを我々が本当に判断できるのかどうか、それはあくまでも世銀の基準ではないかということで、「適合」という言葉を採用することに若干のちゅうちょがございました。実際に世銀の方でもセーフガードポリシーというものを策定して、それはずっと変えないというわけではなくて、それに基づくいろいろなポリシーとかメモランダムというのは頻繁に出るのです。そういったものを常にフォローしていくのはなかなか難しく、実際に環境社会配慮の担当者の間では年に2回ワーキンググループみたいなことがあって、その半年間の中にどういうポリシーに基づいてどういう判断をしたかとか、そういうことを情報交換する場もあるのですが、JICAとして本当にJICAではないところで採用されているポリシーに対して全くそごがないのだということをJICAが説明して、例えばどなたかが、JICAがこのように言っているけれどもどうかといったときに、たまたま世銀担当の方が、いや、それはおかしい

んじゃないかというようなこともあるいはあるかもしれない。そういう議論を突き詰めていくと、我々は「適合」という言葉をガイドラインに採用することにはちゅうちょがあったということを申し上げています。

したがって、今の高見企画官からの御質問も、「大きな乖離がない」というのはどの程度かと言われると、これはもうケース・バイ・ケースで判断していかざるを得ないと思います。ただ、個別のプロジェクトで我々が環境レビューをする際には、JICAのガイドラインに照らし合わせて環境レビュー終了ということではなくて、それぞれのプロジェクトについて世銀のセーフガードポリシーが求めていることがきちんと途上国側で採用されているかどうかということはやっています。ただ、その世銀のセーフガードポリシーで求めているレベルがどの程度であって、それに対してどの程度の乖離があって、これで問題があるのかなのかというのはケース・バイ・ケースで判断せざるを得ないと思います。数値化されているものであればいいのですけれども、数値化されていないものになると、これはかなり難しい。しかも我々世銀とJICAは組織が違うわけですから、責任を持ってほかの機関のポリシーに対して問題がないということをJICAが言えるのかどうかということがJICAの中での議論でございました。

○原科座長 どうもありがとうございました。

今の御説明ですけれども、その意味ではむしろ「適合」でよろしいかなという感じを受けました。と申しますのは、今のような議論を全部踏まえたことをやっけて、中間報告をごらんいただきたいのですが、こう書いてあります。4. 1. 6ですが、私はこの文章にしました。中間報告の18ページをごらんください。下から2つ目のパラグラフ、「一方、新JBICガイドライン案においては、参照すべき国際基準について具体的に規定され、また適用度合いも「参照」から「適合」に変更されている」。これは議論し確認いたしまして、したがって我々はこう来たのですね。「ここで、「適合」は遵守ほど強くは無いが」なのです。だから、全くそごがないということは求めておりません。「遵守ほど強くは無いが、「参照」よりは強いものと想定されている」。「これらのことから、改定JICAガイドラインにおいても、環境社会配慮上の要件の遵守を確認するにあたり、当該プロジェクトが世界銀行の10のセーフガード政策に上記の意味で「適合」していることを確認することとする」。ですから、これは全くそごがないということを要求しているわけではないのです。そういう意味の「適合」です。JBICではこの言葉を使っているわけですから、同じ日本の組織で、ほかが使っていて我が方は使えないということはない

と思いますし、しかも「適合」に対する定義もこのようにきちんと議論してまとめているわけですから、私は、JICAの中で議論されたことはこのことを全然踏まえていないような印象を受けました。これをごらんになれば今のような議論は生まれないと思いますよ。全くそごがないなんていうことは何も我々は言うておりませんからね。「適合」という表現で。これは改めて検討していただきたいと思います。では、これは議論いたしましょう。

○JICA（岡崎） ですから先生、私は、ここで検討していただいて「適合」という言葉の意味を再度確認していただければそれで構わないのですが、1つ申し上げたいのは、JBICのガイドラインもまだ採択されて施行されていませんし、JBICのガイドラインの「適合」という言葉の意味は、もともとの議論ではOECDの議論で *expected to meet* という言葉として出てきた言葉なのです。それは上條が申し上げたとおりです。我々もそういうことでJICAの中で関係部に対して説明をしましたがけれども、いや、それはそうかもしれないけれども、一方で、ここに集まっている関係者の中ではそのように見えたとしても、一歩外に出てこの「適合」という言葉が本当にその程度の意味なのかどうかということは大丈夫なのかという慎重な意見もあったということを御紹介だけさせていただきます。

○原科座長 わかりました。

我々はそういう議論をしておりますので、全くそごがないという概念では使っておりません。だから、そのことがわかるようにガイドラインに表現した方がいいと思います。

ほかにございますでしょうか。

○千吉良委員 今の議論で、私、JBICの新ガイドラインはどうなっていたかというのを正確には記憶していないのですが、「全くそごがない」というところまで解釈してしまうと、プロジェクトというのは多少のそごは必ず出てくるので、「適合」の意味というのは多分そこまでは想定していないと思うのです。

○原科座長 今そう言いました。そういうものではない。そういう前提の「適合」なので。全くそごがないということまで要求していないと書いています。

○千吉良委員 そういうことですね。わかりました。だから、私も岡崎さんの説明を今聞きまして、基準の解釈をする主体が世銀にあるとか、そういうのはJICAとして主体性をあちらに渡しているというような意味合いで確かによくないなと思っているので、ここは、「適合」という言葉を使うか使わないかというより、実態として運用面で差が出ない

ようなやり方で、なおかつ J I C A さんの考えているような、基準についてはみずからきちんとしたものを持ちたいというのを尊重したような言い方がいいのかなと、大変難しいあれにはなってしまいますけれども、そのように考えます。

○原科座長 では、これはまた議論しましょう。

ほかにございますか。

○清水委員 12 ページの備考の 3 ですけれども、現在の J B I C にある 3 ポツ目をなくした理由をもう少し詳しく教えてください。「現 J B I C 「借入人は…努力すること」は相手国等に関係者が包含されることから含めない」ということなのですが、この意味をもう少し教えてください。

○事務局（上條） ここは「相手国等」の定義のところで、定義の 2 番だったと思うのですけれども、そこで作りまして、そうなりますと、借入人もプロジェクト実施主体者も相手国政府も全部「相手国等」に含まれてしまうので、そうなるとちょっと意味不明な文章になるので取り外したということです。

○事務局（杉本） ですので、別に内容を弱めようとかいうことではないのですけれども、現行 J B I C のガイドラインですと、借入人は「借入人」ということで書いてあって、一方、今回出させていただいています案の中で、「相手国等」ということで、もう少し広い意味合いの定義を使って表現していこうというところで、この中に入っているところは含まれるという形で見れるのではないかと考えてこうしたのですが、もしここはこういう形でやった方がよりいいのではないかというようなことがありましたら、ぜひお願いします。

○清水委員 想像で申し上げるので間違っていたら訂正していただきたいのですが、私が考えるに、この 3 ポツ目の重要性というのは、もしかしたら旧 J B I C の国際金融等業務の方を想定していたのかなと思ったのです。だから今回 J I C A の中で消えているのかと思ったのです。つまり、ここで言っているのは、国際金融等業務なんかの場合、事業者が相手国政府と何らかの形で取り決めを行う場合が大規模プロジェクトとかについて往々にしてあると思うのです。そういうところにおいても環境社会配慮についてきちんと取り決めを結ぶことというような取り決めを事業実施主体と相手国政府の中でも結びなさいという文脈でこれが重要なのではないかと思ったのです。なので、今の J I C A の業務においてそういうことが想定されないのであれば、つまり事業者あるいは借入人以外のだれかと環境社会配慮上の取り決めを結ぶようなことが必要な状況というものが想定されないのであれば 3 ポツ目は消してもいいのかと思ったのですが、そういう状況が想定されるのか、

想定されないのかということも想像でしかないので、そのあたりを教えてください。

○事務局（天田） 可能性として全くないのかと言われると、確かに私どももわからないところがあるのですが、基本的には、清水委員がおっしゃられたような形で別途の取り決めを結ぶ必要があるようなケースは通常少ないのではないのかなど。

加えまして、先ほど杉本から申し上げましたように、「相手国等」という概念で集合体としてきちんとやっていただくというところになっておりますので、内容的にはそのほかのところでもカバーしていると考えております。

○原科座長 よろしいですか。内容的にカバーしているけれども、レアケースだろうということですね。

○事務局（天田） 何か取り決めが要するというケースにつきましては。

○原科座長 IIのところではほかにございますでしょうか。

では、特になければ休憩をとりますけれども、よろしいでしょうか。——では、休憩後に、またお気づきの点がございましたら御指摘ください。

では、休憩します。今40分ですので、15分ほど休みましょう。いつも10分だから、たまには15分ぐらい。

午後2時40分 休憩

午後2時53分 再開

○原科座長 休憩時間が15分たっていませんけれども、皆さんおそろいのようなので再開いたします。

それでは、まず皮切りに、岡崎さん、一言お願いします。

○JICA（岡崎） 先ほど議論になりかけたところについてだけ付言させていただきます。

実は、一昨日、それからその前日に世界銀行のインスペクションパネルの議長の方が日本にいらっしやいまして、私どもにもお見えになりましたし、財務省にも行かれました。その際、いろいろとインスペクションパネルの最近の状況についての御説明をいただいたのですが、過去いかにインスペクションパネルのレコメンデーションとしてこれは世銀のポリシーに違反していたということを理事会に報告したかというケースについても教えて



いただきました。つまり、世銀の職員が世銀が自ら定めているポリシーに基づいてやった  
と思ったことであっても、インスペクションパネルの審査の結果、それがポリシーに違反  
していたと言われているケースが実際にあるということです。そういうものをJICAと  
して参照ないしは適合すべき基準として書く責任といたしますか、そのことの怖さといいま  
すか、これはJICAの中で非常に議論があったということは御理解いただきたいのです。  
確かに中間報告書で、「適合」という言葉は「遵守」よりは弱い、「参照」よりは強いと  
いうことでいただきました。これは中間報告書の中でそのように書かれているのですが、  
そのことが一般の理解として、本当にどなたに聞いても、「適合」という言葉の意味はそ  
うだよねということであればもちろんいいのですけれども、例えばこの新しいJICAの  
ガイドラインに基づいて異議申立人が訴えを起こしたときに、その異議申立審査の方がそ  
れをどう考えるかということは我々のコントロールの及ばないところです。独立して審査  
をしていただきますから。ですから、そういうものをJICAとして明確に書く、そこに  
「適合」という言葉もセットで書くということに関しては若干のちゅうちょがあったとい  
うことを御理解いただいた上で、いずれこの部分については議論していただけると思いま  
すので、説明だけさせていただきます。

○原科座長 どうもありがとうございました。

ただ、世銀のポリシーに違反していたというクレームをつけるのはパネルの仕事で、そ  
れはポリシーが難し過ぎたのか、あるいは世銀のメンバーがちゃんとやっていなかったの  
か、両方の面がありますから、そういうレポートがあったからポリシーと適合させるのは  
難しいという話にはならないという感じがします。パネルは当然そういう観点からチェッ  
クするわけですから。それが職務ですからね。世銀というのは寄り合い所帯なのでその辺  
がうまくいかない点はあるかもしれないですよ。JICAはそういう点ではしっかりみんな  
一丸となってやっていただければうまくいくのではないかという感じもしますから、そ  
ういうウォーニングがあったから難しいということにはならないような感じがします。そ  
れは別の話だと思えます。これはまた議論しましょう。

それでは、次に参ります。

IIの最後のところですけども、先ほど議論したことですが、それこそ先ほどの議論と  
整合させますと、13ページのIIの一番最後の項目の上から2つ目のパラグラフ、「本ガ  
イドラインの運用実態について確認を行い」で、これは分けて書いてありまして、「関係  
者の意見を聞きつつ5年以内に運用面の見直しを行う」というところは、見直しを行って、

必要があれば改訂も行うということをさっき議論しましたので、ここはそういう表現の方がいいですね。そのようにしていただきたいと思います。

ほかにⅡのところがございますでしょうか。

よろしければⅢに参りましょう。

それでは、Ⅲの「環境社会配慮の手続き」について御説明をお願いいたします。

○事務局（上條） 13ページですけれども、まず3. 1「強力準備調査」。ここはスキーム横断的に記載しています。

3. 1. 1「協力シナリオ形成」、ここは特に参考するものはございませんで、作文いたしました。パラ1、パラ2、パラ3、ちょっと短いのですが、この3つを書きました。

3. 1. 2「プロジェクト形成（有償資金協力、無償資金協力、技術協力プロジェクト）」、これは本体のあるものですが、真ん中にあります3. 3「開発調査（フェージビリティ調査）」を参照いたしました。ただし、現行のガイドラインは「事前調査段階」、「S/W署名段階」、「本格調査段階」と分けて書いてあります。またカテゴリA、カテゴリBと分けて書いてあるのですが、それをまとめて記載したのがこの3. 1. 2の「プロジェクト形成」の部分です。いろいろな表現ぶりは、真ん中にある現行のガイドラインの表現ぶりをかなりの部分利用しています。ただ、下線を引き出すとほとんど下線になってしまうので、指摘させていただきたいところだけ下線を引いてあるのですが、例えば、14ページをめくっていただきまして、パラ6に「ステークホルダー分析を踏まえて」という言葉を入れてあります。これは中間報告で指摘いただいた点です。あとはパラ8で、先ほど御説明したところと同じなのですが、概要検討時は必要に応じてしてあります。パラ11ですが、技術協力プロジェクトの中で、名称がちょっと違うのですが、詳細計画策定調査というものがあまして、もしその調査を行う場合でも手続は同じようにしますということが書いてあります。

15ページですが、3. 1. 3に「補完型」というものを入れてあります。注にも書いてあるのですが、ここは別項立てで書くのは非常に難しいと理解しておりまして、ただしあえて書くとすればということで書いてあります。ただ、私どもは、ここでの議論を踏まえて、理解いただきたいと思っているのですが、前の3. 1. 2と一緒にしたいと思っております。ただ、この表現ぶりは3. 1. 2とほぼ同様な表現が多い内容になっています。この補完型は、パラ2に下線を引いていますが、「補完する内

容に応じてパラ3から7のうち必要な手続きを行う」としております。補完型調査はさまざままで、スコーピングまで戻ってやるものもあれば、スコーピングはしなくて、例えばパラ5にあるE I AレベルとかI E Eレベルの調査を行うところから補完するものもあるというような考えをしております。

16ページですけれども、ここからスキーム別の表現にしていまして、3.2「有償資金協力」で、3.2.1「環境レビュー」ということです。

まず4つパラがございまして、最初のパラは既存のJ B I Cのガイドラインの表現を踏襲しています。パラ2は協力準備調査を行わない場合、ただし情報公開は2回行うということが書いてあります。要請受領後と環境レビュー前に情報公開する。パラ3ですけれども、J I C Aが協力準備調査を実施したプロジェクトについては、カテゴリAについては必ず、カテゴリBについては必要に応じて、環境レビュー前に最終報告書を公開するということが書いてあります。パラ4ですけれども、環境社会影響が新たに判明した場合など、必要に応じてカテゴリ分類を変更するということが書いてあります。

カテゴリAプロジェクトですが、ここはJ B I Cのガイドラインの表現を踏襲しています。17ページのパラ2ですけれども、ここでは3つの文書を記載していまして、それを環境レビューに先立ち公開する。環境アセスメント報告書については120日以前に公開するということが書いてあります。パラ3は、下の下線部のところですが、「情報公開と現地ステークホルダーとの協議結果を確認する」という言葉を足してあります。パラ4ですけれども、環境レビュー結果の情報公開を記載してあります。

カテゴリBは、基本的には現行のJ B I Cの表現を踏襲した表現としています。下線部分が修正のところですが。

カテゴリCも現行の表現を踏襲しています。

カテゴリF Iは、現行の表現に比べて記載を具体化してあります。ここはパラ1、パラ2、ページをめくっていただきまして18ページですけれども、パラ3、パラ4と、現行の表現に比べると記載が具体化しています。

3.2.2の「詳細設計調査」ですが、これは前回の委員会でも御質問があり、J I C Aの予算で詳細設計調査を行う場合があるということが確認できまして、そのことを記載してあります。ただ、ここに書いてあるように、現行の3.4「詳細設計調査」の記載文に比べると非常にわずかなもので、ここもあえて項目立てする必要はないのではないかと考えていまして、ここで御議論いただいた後に、3.2.3「モニタリング及びモニタリ

ング結果の確認」の中で整理したいと思っています。

19ページですけれども、3. 2. 3「モニタリング及びモニタリング結果の確認」、ここはパラ1～5まではJ B I Cのガイドラインの表現を踏襲してしまっていて、6、7と追加してあります。6は重大な変更が生じた場合のことを書いてあります。7はモニタリング結果の公開のことについて書いてあります。

3. 3「無償資金協力（国際機関経由のものを除く）」ですが、ここも3. 3. 1「環境レビュー」から記載してあります。ただ、ここは、備考に書いてあるのですが、先ほど説明した3. 2. 1の「環境レビュー」の中のパラ2とカテゴリF Iを除いている以外は有償資金協力と全く同じ表現ぶりです。20ページを見ていただきまして、ですから、カテゴリA、B、Cの表現ぶりは全く同じです。

21ページですけれども、3. 3. 2「モニタリング及びモニタリング結果の確認」、ここは先ほどの有償の書きぶりと同じ書きぶりにしてあります。

3. 4「外務省が自ら行う無償資金協力についてJ I C Aが行う事前の調査」、ここは、もう既に無償の説明をしていますので、それをリファーしまして、3. 3. 1「環境レビュー」を念頭に3. 1. 2「協力準備調査」の**手続に従う**ということとしています。ここで、「J I C Aは、プロジェクトについて環境社会配慮が確保できないと判断する場合は、協力の中止を外務省に提言する」と、現行のガイドラインでこういう表現があるところがあるのですが、そこを踏襲した表現にしています。

3. 5「開発計画調査型技術協力」、ここは以前は開発調査と言われていたところですが、基本的に現行の表現を踏襲しています。

3. 5. 1「要請確認段階」。パラ1～4まで、次の22ページまでであるのですが、ここは基本的に現行の表現を踏襲しています。一部下線の引いてあるところが修正してあるところではあります。

3. 5. 2「詳細計画策定調査段階（マスタープラン調査とフィージビリティ調査共通）」ですが、ここは現行のガイドラインで言う「開発調査（マスタープラン調査）」の「事前調査段階」というものが「詳細計画策定調査段階」という言葉になってしまっていて、基本的にはすべてのセンテンスを踏襲しています。下線部分が違うだけです。22ページのパラ1～5も、真ん中にある「事前調査段階」のパラ1～5を踏襲しています。23ページですけれども、6、7とあるのですが、これは「S/W署名段階」の1と2の Paragraph をそのまま踏襲しています。

3. 5. 3「本格調査段階（マスタープラン調査）」ですけれども、ここも現行のガイドラインをそのまま踏襲しています。パラ1～9までありまして、下線の部分は修正しているのですが、それ以外は現行の表現を踏襲しています。

3. 5. 4「本格調査段階（フィージビリティ調査）」ですが、24ページをめくっていただきまして、ここは現行のガイドラインではカテゴリAの調査とカテゴリBの調査と別々に書いてあったところですが、ここは一緒にまとめるようにしてパラ1～9まで書いてあります。ここも表現は踏襲しています。AとBを一緒に書いていますので、その部分が線を引いてあるところなのですけれども、基本的には現行の表現を踏襲しています。

25ページですけれども、3. 5. 5「フォローアップ」、ここは、先ほども御説明しましたけれども、開発計画調査型技術協力のところだけに該当するというので、3. 5. 5としています。以前あった3. 7の「フォローアップ」のパラ1を外しまして、以前のパラ2、パラ3をパラ1、パラ2としています。パラ1を取った理由は、先ほども御説明しましたけれども、JICA自身が資金協力機関になりましたので、パラ1に該当する部分はほとんどないであろうと。もしJICAが開発計画調査型技術協力で何らかの調査をして、それにほかのドナーが資金を供与するということがあった場合のことも想定したのですが、審査前の段階で確認することもなかなか難しいであろうと判断いたしまして、現行ガイドラインの3. 7「フォローアップ」のパラ1は取ってあります。

3. 6「技術協力プロジェクト」ですが、ここも3. 6. 1「環境レビュー」以降書いてありまして、パラ2の下線を引いてある部分を除けば無償のところと全く同じ表現ぶりになっています。26ページは全く同じ表現です。

26ページの下に3. 6. 2「モニタリング及びモニタリング結果の確認」とありますが、ここの表現は有償と無償と全く同じです。

以上です。

○原科座長 ありがとうございます。

それでは、ページはいっぱいありますけれども、御質問等ございましたら、順にお願いします。

13ページはどうでしょう。協力準備調査のところ。16ページまであります。

○高梨委員 最初の3. 1. 1の「協力シナリオ形成」というのは私ども初めての概念なのですけれども、現行ではあくまでもJICAさんなんかの内部の文書を考えていたのではないかと思うのです。現行のスキームと、もし参考になるようでしたら、理解のために、

どんなものを想定されているのか、特に、「最終報告書を完成後速やかにウェブサイトで公開する」とあるのですけれども、これはその報告書ということを考えておられるのか。ここは調査団に委託するということがないので、あくまでもJICAの職員の方がまとめるようなことでよろしいのでしょうか。

○事務局（天田） 高梨さんにおわかりいただける用語で言いますと、主に役務提供のケースが多だろうと想定してございます。ですから、報告書ということであれば、役務提供でインプットいただいたところも含めてJICAとしての報告書ということになってくることを想定しております。規模的にはプロ形調査的なもの、内容は、先ほど申し上げましたような個別のプロジェクトの形成ではなく、もう少し複数を含むような、それを協力のシナリオとここで呼んだわけですが、プログラムというのがここに該当するものでございます。

○原科座長 よろしいですか。

○高梨委員 続いて3. 1. 2の方です。これがまた私ども理解するのが非常に難しいのです。ここは右側の現行のガイドラインと同じようにまとめていただくと非常に理解しやすいのですけれども、内容から読むと、例えば3の「TORに反映させる」、これは事前調査のことを言われているのかなという感じがありまして、次の4に「戦略的環境アセスメントの考えを反映させる」とあるので、これはいわゆるマスタープラン段階かなと思っています。5で「環境社会配慮に必要な団員を参加させ」ということで、これはマスタープランとF/Sを両方加味しているのか。それから、6がまたわからないのですけれども、調査が大分進んでいるにもかかわらず、後段のところで現地ステークホルダーとの協議を踏まえて環境社会配慮調査のTORに反映させるということで、ここでまたTORが出てくるのです。そして最後に10で「最終報告書を完成後速やかに」となっているのです。今までの我々の理解ですと、事前調査の報告書、本格調査の報告書等々あると思うのですけれども、これは何を指しているのか、もし御説明いただければ幸いです。

○原科座長 まとめていただいたのですけれども、かえってわかりにくくなってしまったかな。協力準備調査にいろいろな段階があるので、その段階で分けるようなことをした方がいいのかな。クリアにわかるように。

○事務局（天田） 協力準備調査でございますが、恐らく10月以前の段階でどういうものを想定しているというところで御説明させていただいたのではないかと思うのですけれども、そういう意味では、従来の開発調査というものが割とびたっと型にはまったような

形でやっていたのだといたしますと、JICAとして、規模の観点ですとか、そういったところからもう少し柔軟に調査を打って、JICAが実際に行うその後の事業の形成に結びつけていくという性格のものでございまして、必ずしも事前調査を外の方にお願いして打つということを大前提としたプロセスにはなってございません。ただ、一方で、環境社会配慮調査を行うためにはそのためのTORの作成等が必要でございますので、高梨委員に御指摘いただきましたパラ3のところでは、カテゴリAについては必ず、カテゴリBについては必要に応じて、現地の踏査とステークホルダーの意見収集を行って、TORに反映させて、環境社会配慮調査を行う、それから調査に先立ち環境社会配慮文書を確認するというので、必要な事項を定めておきまして、御指摘いただいたような従前の事前調査だとなっていてこうなると事細かく手続を定めるというところに適していないのです。ただ、その中で、必要な環境社会配慮の手続、必要な部分というものをまさにきちんと過不足なく入れさせていただきたいということで、例えばパラ3には今申し上げましたような内容を入れております。

それから報告書につきましては、基本的に真ん中の列にあります今のJICAの環境ガイドラインと同様に、例えば最終報告書ですと、14ページが一番下に「最終報告書を完成後速やかに」ということで、従前のガイドラインと同様の記載になっております。

○高梨委員 どうしてそういう質問をするかといいますと、我々は現場で調査をする立場なものですから、今やっている自分たちの調査がどういう調査なのかというのがイメージでつかめないと。要するに、今の調査の中で戦略的環境アセスメントをやる調査なのか、それともEIAに近いものをやるものなのか、それから、既にいただいた業務指示書の中でTORがあれば、それを現場に入ったときに微調整するものであって、さらにもう一回TORをつくり直すものではないとかというようなことで、従来のプラクティスの中でどのように注意したらいいのかということをお我々みんなわからない状況なのです。ですから、事前調査をかけるものもかけないものもあるということであれば、事前調査段階として、例えば、すべてはかけないかもしれないけれどもかける場合はこうですというように、少しわかりやすくしてもらえればよいなど。それは次の議論だろうと思いますけれども、若干判然としなかったところがあったものですから質問させていただきました。

○原科座長 では、これは手続で大変大事なところですので、今後さらに議論して中身を確定したいと思います。

吉田委員、どうぞ。

○吉田副座長 確かに日本のODAにいろいろな人が関与しているわけですが、このガイドラインをガイドしなければいけないので、だれを頭にだれをガイドするつमりのガイドラインなのというクエスチョンが出てくる。私の理解では、前半の部分はみんなが共有すべき理念とか基本的なコンセプトとか行動規範とかそういうものが来て、Ⅲになりますと、だれが使うときに使いやすいのかという視点からの書きぶりをする必要がある。それが今の高梨委員の指摘だと思うのです。ですから、オペレーションの側になられるJICAスタッフという意味での記述とコンサルタントで契約してやっていただく方のガイドラインが混ざっている感じで、ちょっと使い勝手が悪いのかなという気がするので、特にⅢに関しては使い勝手優先の考え方で整理した方がいいかなという印象を持ちました。

○原科座長 ありがとうございます。

そうすると、Ⅲに関してはそういった観点からもう一回見直すようなこととして議論しないといけないかもしれないですね。

ほかにございますでしょうか。

○清水委員 関連してなのですが、私の記憶違いでなければ、メールできょうの委員会の案内をいただいたときに、協力準備調査に関するこれまでの実施状況みたいなものについて教えていただくということだったと思うのですが、それはどのようになっていますでしょうか。

○原科座長 それは今やってしまった方がいいかな。ここでやりましょうかね。

では、いろいろ調べて準備をしていただきましたので、この段階で提供できる情報をお願いいたします。

○事務局（天田） 今、清水委員から御指摘ございました点、特に座長から、協力準備調査のここまでの状況がどうなんだというところで御指示いただいていたところがございます。

1つは、10月以前に開始しました調査は、協力準備調査ということではなく、たくさん調査が例えば従来の開発調査というようなことで続いているものがございます。協力準備調査ということで参りますと、10月以降に実施を決定して始まっているもので、必ずしも環境社会配慮面についてこういう感じになってきているということで御報告できるような具体的な進捗としては余りないところがございます。例えば、カテゴリAということで分類されたものの中で、実際にスコーピング案の検討をして審査会等で御議論いただくところまで進んだものはまだないところがございます。それで数を整理して御



報告をと思っていたのですが、件数のところで紙でお出しするには正確なところをいろいろ確認するところがございます、きょうのところは概数を口頭で申し上げさせていただきたいと思っております。

およそ180件程度の調査を20年度に実施決定させていただいてございまして、その180件のうち約60件程度が協力プログラム、協力シナリオの方になってございまして、実際にプロジェクトの形成を図っていくものは約120件になってございまして。この120件のうち、カテゴリAになっておりますのが40件程度でございまして、大体1/3ぐらいがカテゴリA案件に該当して、より慎重な環境社会配慮をやって今後調査が進んでいくことが見込まれているような状況になってございまして。

きょう御報告できるのは以上でございます。

○原科座長 ありがとうございます。

今の御報告で何か御質問ございますか。この段階ではまだカウンティングの作業が終わっていないので、概数でございますけれども。

○清水委員 ありがとうございます。今の数字は参考になりました。

ただ、このガイドラインを検討する上でもう1つ重要な要素は、個別プロジェクトの120件の各プロジェクトに関する協力準備調査の中身、例えばほとんどM/P+F/Sだったのか、プロ形が多かったのか、F/Sがほとんどだったのかとか、あるいは以前のSAPROFがほとんどだったのかとか、以前は、大体こういうタイプがあるということで教えていただいたと思うのです。3.1.2を考えると、実際の協力準備調査でどういう段階のものがどのように実施されているのかということをお参考までに教えていただいた方が考えやすいのかなと思われました。

○事務局（天田） 改めて概数で恐縮ですけれども、たまたま20年度の下期という要素はあるかと思うのですが、有償のプロジェクト形成ということで開始したものが多くなっております。うち、JBIC時代ですとSAPROFと呼ばれていたものが10数件になると思っておりますので、JICAになりまして有償のプロジェクトの形成をフルに行っていくような形のもので50～60件程度の形で先ほどの120件のうちを占めてございまして。あとは、プロジェクト形成の技術協力、プロジェクト形成の無償が20数件ずつぐらいの感じで、合わせると120ぐらいになるかと思っております。

○清水委員 ということは、今のところ、以前御説明いただいた、協力準備調査とはこう

いうものである、例えばというふうに御説明いただいた4つの事例以外には協力準備調査は実施されていないということですか。つまり、F/S、SAPROF、無償の事前、プロ形だったと思うのですが。

○事務局（天田） そうですね。あとは、先ほど協力プログラムの形成が60件程度あると申し上げましたが。

○原科座長 シナリオという方がわかりやすいですね。プログラムというと混乱してしまう。

○事務局（天田） 基本的には、先ほど定義のところでも申し上げましたように、協力プログラムの形成またはプロジェクトの形成を行うのが協力準備調査でございますので。

○原科座長 それは、今の段階でいくとどうなるのでしょうか。事前調査云々とか、いろいろ御質問がありましたね。マスタープランからフィージビリティスタディまで、いろいろ御質問いただいたのですが、そういう段階別に整理はまだできていないですか。

○事務局（上條） 私の理解なのですが、まだ理解がさまざまところがあると思うのですが、これはフィージビリティスタディが大半だと理解しています。この調査はそもそも案件形成するためのものですので、マスタープランというものは基本的には含まないという理解なのです。F/Sをするに当たって、そのF/Sよりもちょっと前の段階のものもやるということはあるかもしれませんが、それは非常に少ないと理解しています。

○事務局（天田） 以前の御議論の中で御説明しておりましたのが、M/P+F/Sという形態はあるだろうと。協力準備調査で単独でマスタープランを実施することはございません。単独でマスタープランというと、これはプロジェクトの形成ではなくて……

○原科座長 プログラムの方になるのですか。

○事務局（天田） プログラムといいますか、どちらかといいますと開発計画調査型技術協力の方で、当該国の長期的な計画をつくることを技術協力として協力いたしますというのが基本的にマスタープランになってまいりまして、今、上條から申し上げましたように、もう個別のプロジェクトの形成を念頭に置いた中で、中にはマスタープラン部分を一部上流のところを行って、さらにプロジェクトの形成を進めるという形で調査を行うM/P+F/Sという型が想定はされております。

○原科座長 ですから、そのM/P段階なのかF/S段階なのかで違って来るのではという質問ですね。M/P+F/SのときはM/Pから始めるのでしょうか。その段階でスタートした場合とF/Sからスタートする場合は違って来ると思いますので、その辺の御質問。

私もその辺がちょっと気になるのです。事前の調査、本格調査、いろいろな組み合わせがあるでしょう。

○事務局（上條） ですから、マスタープランから始める場合は、3. 1. 2の順番からいくと、1、2、3、4と順番に……

○原科座長 4ですよ。

○事務局（上條） そうです。4に書いてあるのです。ですから、マスタープランを含まなくて、F/S段階からやるものであれば、この4はスキップしてもらえばいいと思うのです。2、3から5に行く。

○原科座長 おっしゃっていることはわかります。だから、その段階ごとに整理して書いてらいたいのかなという感じがしますが……

○事務局（上條） ただ、協力準備調査というのはある程度包括的に、余り細かなことまで定めない、それは調査ごとにケース・バイ・ケースで判断すると理解していますので、まとめて記載したのですけれども。

○原科座長 そうすると先ほど吉田先生がおっしゃったようにガイドラインとしてはちょっとわかりにくくなってしまふのかなという心配があるので、うまく整理できないかなということです。整理するというのは、つまり、いろいろな場合があつて、そのうちのどれかでしょう。だから、ここから見ればわかりますよとなればいいのです。これを全部書いてあると、どれがどれに対応するかわからなくなってしまうおそれがあるということだと思いますけれども、そんなことはないですか。

○事務局（上條） ですから、以前の事前調査段階とか○○段階と書いてあったのと比べると、ほぼここが相当するのだろうというところは、例えばパラ3のあたりは事前調査のことだろうと。実施に先立ちと書いてありますからね。まあそうだろうと思っただければいいとは思うのですけれども、これを○○段階、○○段階とは書かない方がいいのではないかと理解しています。

○原科座長 ただ、プロジェクトサイクルという概念で言うと、段階をきちんと示した方がいいような感じがしますが……

○事務局（上條） プロジェクトサイクルで言うと、ここは準備段階のことなのですから……

○原科座長 マクロで言えばですね。だけど、それをもうちょっとブレイクダウンした段階というのはあるでしょう。計画というのはそういうものだと思います。私は計画の研究

をやっているのです。

○事務局（上條） 計画という観点で申し上げさせていただきますと、まさに協力準備調査という1つの大きな概念の中で、中には小さい調査もございますし、大きい調査もございます。大きい調査の場合には、実際に現地で職員が先ほどのような事前の確認の部分を行って、TORを作成して、実施させていただくケースもございますし、その部分を外部のコンサルタントさんをお願いしてやっていただくケースもございます。調査自体のマニュアル的な意味からしますといろいろなことを書かないといけないと思うのですけれども、一方で、この環境ガイドラインの中で環境社会配慮としてどういったところを定めていただくか、まさにその目的の中で過不足なく記載するのが適當ではないかと考えているのですけれども。

○原科座長 その考え方は全くそのとおりです。要するにわかりやすくするにはどうしたらいいかというのが私としてお願いしたいことなのです。

○高梨委員 もう1つ我々がこれで困るなと思うのは、調査する以上は相手のカウンターパートに説明しなければいけないのです。要するに、今自分たちのやっている調査がこの環境ガイドラインのどこに相当しているのか、だから必要なデータなり何なりを提供してほしいとか、現地でステークホルダー協議なんかをやってほしいと。いろいろなことを書いてあって、協力準備調査を柔軟に実施しようということで、事前調査、マスタープラン、F/S、それからSAPROF的なものも全部総合した非常に柔軟ないいスキームにしたわけですけれども、今度実際にそれを適用するとなると、やはり相手側にもそれなりに具体的に説明する必要があるときに、現在の調査はこれとこれが関係あるかなというところで、なかなか我々現場で説明しづらいところがある。要するに、今はこの段階です、だからこういうことが必要なのですというようなことがあった方がいいということの背景の質問だったのですが。

○事務局（天田） いわゆる本格的な調査をやっていただく際の、そこに至るところとして事前の調査を送るのか送らないのかみたいところは若干バリエーションがあり得るのかもしれませんが、本格調査というところで申し上げさせていただきますと、そこはある意味従来と同様の形で行われるところになってまいるかと思っておりますので、まさに仕様書等をごらんいただくと、そこは極めてクリアではないかなと思っておりますけれども。

○高梨委員 仕様書はきれいにしてもらわないと困りますけれども、環境ガイドラインを

先方に説明するとき、この調査はどの部分ですよと説明するとき、頭を抱えてこれとこれとこっちなというようなことでは、相手がわかりにくいだろうなど。やはりこれが皆さん調査団から出てくる懸念事項なのです。

○事務局（上條） 高梨さんの今の御懸念ですけれども、コンサルタントの方が今まで言う本格調査を行うということであれば、その部分はパラグラフで言うと14ページの一番上のパラ5以降になってくると思います。もしマスタープランまで入るのであればパラ4からということになると思いますけれども。これは一応環境アセスメントの手のプロセスの順番に従って書いているつもりなのですけれども、スコーピングをやることとか、そこでステークホルダーとの協議を行うこととか、緩和策の案を作成することとか、概要検討時の情報公開とステークホルダー協議は必要に応じてやるとかですね。ですから、ここは環境アセスメントのプロセスを書いているだけだという理解で、それはさまざまな調査のスケジュールとかはあるとは思いますが、それは考えていただいて、ただこの順番は踏まえてくださいという趣旨です。

○高梨委員 もう1つ補足的に言いますと、3.5の開発計画調査型という新しい調査制度が出てきて、そちらの方では、要請、マスタープラン、F/Sときれいに書いてあるので、恐らくこれまで我々がおつき合した途上国の多くはこういう形で理解していると思うのです。要するに、マスタープラン、F/S、事前と。そうすると、今の我々の調査はこれではなくて協力準備調査なのだと説明しなければいけないのです。ではその中のどれですかと。これはマスタープランだから1~4までで、その後は関係ありませんということ、まず調査団である我々が理解するかというのが1つ、そしてそれを相手側に説明しなければいけないということを見ると、やはり使い勝手のいいといいますか、わかりやすいあれを工夫した方がいいかなと。恐らく私どもでこれを最初読んで、すっかり上條さんのようにぱっと説明できるには、まずわからないと。

○事務局（上條） 説明に伺います。来週にでも伺いますので。

○原科座長 なかなか悩ましいですね。

では、これはまた議論することにして。ただ、これは質問がどんどん出てきてしまうおそれがあります。

ほかに御質問ございますでしょうか。

○満田委員 クラリフィケーションと言いながら大分中身の議論も進行しているような気がするのですが、15ページの3.1.3の「補完型」についてです。今の御説明だと、

この3. 1. 3は3. 1. 2の1つのバリエーションで、最終的には3. 1. 2と一本化することも考えていらっしゃるという理解だったのですが、万が一これが独立して残ってしまうと仮定しての話で、この構成だと、3. 1. 1が協力シナリオ形成、3. 1. 2が案件形成的なプロジェクトに関連したもの、3. 1. 3の補完型というのは何の補完型なのかちょっとわからないなという印象を持ちました。

それから、3. 1. 3の3の「十分な調査期間を確保し」という下線、これも統合されてしまえば問題ないと思うのですが、確かにこういう議論がありまして、今も私どもとしては協力準備調査などの調査に十分な調査期間が確保されることは重視しているのです。ですから、これは補完型のみならず、ほかの調査にもぜひ加えて——内容のコメントになってしまって、何か特段の理由があるのでしょうかと聞こうと思ったのですが、意見になってしまいました。済みません。

○原科座長 では、ここでこういうことを強調している理由は何かという御質問ですね。

○事務局（上條） この「十分な調査期間」のところですか。

○満田委員 ここだけで書かれているのは何か理由があるのかなと思ったのです。

○事務局（上條） それは、御指摘を受けたので、ここだけはちゃんと書こうと。ここだけではないのですけれども、ここはちゃんと書くという趣旨です。

○原科座長 補完型調査のときは往々にして時間が足りなくなるので……

○事務局（上條） 補完型調査のところに非常にフォーカスされて御指摘を受けたので、それはほかの調査でも十分な調査期間が必要だとは思いますが、ここには書いておいたと。皆さんちゃんと見ていただきたいと思って書いたということです。

○満田委員 こちらのコメントの仕方が適切ではなかったかもしれないのですが、ほかの調査についても必要だと考えています。

○事務局（天田） 私どもとしましても、必要な調査期間、十分な調査期間をきっちり確保するというのは、調査でしっかりとしたアウトプットを出していただくために当然のところでございまして、それはやっていかなければいけないと。その中で、特にここについては従前十分な期間が確保されていないのではないかという御懸念をお持ちだということで、ここは改めて。逆に、我々からすると、ここに書いてあってほかにはない方が意味があるのかなと思ったところはあるのですけれども。

○原科座長 全体で一貫して表現した方がいいということですかね。まとめればそうなりますね。3. 1. 3は3. 1. 2の一部というか、一緒にした方がいいという御意見をい

いただきましたので、そのときに一括してそういうことだということでも理解できればと思います。これはまた検討しましょう。

ほかに御質問ございますか。御意見ではなく、御質問をお願いします。

○清水委員 16ページの3. 2. 1「環境レビュー」ですが、2パラで、「協力準備調査を行わない場合は、要請受領後速やかにプロジェクトのカテゴリ分類を行い」というところがあるのですが、この要請受領後というのは、新JICAになって運用上何を指すのかということをお教えください。これは以前、JBIC時代に甘枝さんから、JBICのときはという御説明を受けたと思うのですが、新JICAになってこれがどういう意味になるのかということをお改めて教えてください。

それと、同じ2パラなのではございますけれども、2パラの下から2行目です。「環境レビュー前には、より詳しい情報に基づくカテゴリ分類結果をウェブサイトで情報公開する」と書いてあるのですが、現状のJBICのガイドラインでは、運用上は少なくともカテゴリ分類結果だけではなく、事業概要、それからそのカテゴリ分類の理由が公表されていたのです。今回のこれはカテゴリ分類結果だけと読めるので、それだけに限定してしまっているようなことなのか、ミスであってほしいと思うのですが、その辺をお教えください。

○事務局（杉本） ミスと言うとちょっと言い過ぎかもしれませんが、今公開しておりますカテゴリ分類結果及びその関連の情報ではございますけれども、この2でいきますと、「要請受領後速やかにプロジェクトのカテゴリ分類を行いその結果をウェブサイトで情報公開する」というところで公開するというつもりでいまして、ですので、タイミングをもう少し早く、「速やかに」というところまでできるだけ早く公開していくということをお考えています。ボリュームを今から下げるとかという話ではありませんで、考え方は現状の公開内容と同じです。

あと、後段で「より詳しい情報に基づく」云々ということをお書かせていただいていますのは、頭のところで「JICAが協力準備調査を行わない場合には」ということで、協力準備調査がある場合、ない場合でできるだけ情報開示の格差を少なくしたいということで、ここにもありますように、協力準備調査を実施する場合には環境レビュー前にその報告書を公開する。一方、行わない場合には、全くイコールという形はなかなか難しいかと思っておりますけれども、現在公開しておりますカテゴリ分類結果プラスより詳しい関連情報を追加したものを第2段階ということをお公開していくということをお考えています。これは、以前、

委員会の議論の中で、第1段階、第2段階——ちょっと言葉は正確に覚えていないのですが——という形で、今出させていただいていますカテゴリ分類結果をもう少し早く出させていただいて、プラスアルファ、もっと詳しいものを環境レビュー前に出していただきますからということで御説明させていただいたものがありましたけれども、それをこちらの方にはそのまま残しているということです。調査をやる場合には報告書も出ますし、カテゴリAについては、先ほども御説明させていただいたように、環境社会配慮の審査会の中で検討いただくような形で考えていますので、そちらはその制度の中で担保していけるのかなと思っている次第です。

○原科座長 よろしいですか。

そうすると、表現として、これは分類結果だけのように読めてしまうので、そういう表現を工夫していただいた方がいいですね。

今のはよろしいでしょうか。

高橋委員、どうぞ。

○高橋委員 クラリフィケーションなのですが、14ページになります。パラグラフ6の「ステークホルダー分析を踏まえて」という言葉遣いについてです。この言葉遣いが出てくる箇所があと2カ所あって、補完型のところとマスタープランとあるのですが、ステークホルダー分析ということは委員会の中でも議論して、それは特に弱い社会層とか意識的に協議対象とすべきステークホルダーをきちんと含めていこうという文脈の中でこれがあつたと思います。「ステークホルダー分析を踏まえて」という言葉遣いが使われている場所と、使われていない場所、例えば現地ステークホルダーとの協議というところなどですが、そこには何か意識的な違いがあるのでしょうか。

○事務局（上條） 最初の現地ステークホルダーとの協議を行うときには「ステークホルダー分析を踏まえて」という表現にしているのです。例えばこの14ページのパラグラフ6の下線を引いているところにはそういう言葉を入れているわけですが、2回目の現地ステークホルダー協議をするときには、最初にステークホルダー分析をしているので、そこでまた「ステークホルダー分析を踏まえて」と書かなくてもよかろうと思ひまして、パラ9のところでは、「報告書案を情報公開した上で現地ステークホルダーとの協議を行う」に思ひまして、そこでは「ステークホルダー分析を踏まえて」という言葉は入れていません。もう1回目には思ひますので、2回目に同じことをする必要はないだろろうと思ひまして、2回目には入れていないということです。



○高橋委員 そうすると、例えばパラ3の「ステークホルダーからの情報・意見の収集」というところは特にそういう分析は入らないということですか。

○事務局（上條） ただ、この13ページのパラ3はわざと「ステークホルダー」としていまして、「現地」という言葉は入れていないのです。ここは最初に何らかのアイデアがあって、プロジェクトのアイデンティフィケーションがあって、それについて情報を収集するのだと思うのですけれども、ステークホルダー分析というところまではなかなかできないんじゃないかという想定をしています。情報公開をいろいろするので、そこで国際の事業の方なんかも含めていろいろな意見をもらうということはあるだろうと思います。ただ、ここでステークホルダー分析までは行かないんじゃないかと思って、3は入れていないのです。

○原科座長 よろしいですか。協力準備調査の前ですよ。ね。「実施に先立ち」ですから、その段階の情報なので、ステークホルダー分析までは入らないのでこういう格好にしていると。

○事務局（杉本） はい、実際にTORを固めていく段階ですので。ただ、そこでもできる限りいろいろな関係の情報収集等の努力はしたいということでこういった表現にさせていただきます。詳細な検討は、調査が始まって、調査団の方が作業をしていく中で詳細に検討していくというような考え方で整理しています。

○原科座長 ほかにございますでしょうか。

○堀田委員 19ページになりますけれども、3. 2. 3の「モニタリング及びモニタリング結果の確認」について、今は内容の確認ということなのでこういう聞き方になってしまうのですけれども、2項目目に、「モニタリング結果の確認に必要な情報は、適切な方法により、相手国等より報告される必要がある」と。この先なのですけれども、「また、必要に応じ、JICAが自ら調査を実施することがある」と書いてあります。これは具体的にはどういうことを指しているのでしょうかというのが質問です。といいますのも、それが果たして自明であるかどうか、例えばどういうときに必要性が明らかになって、だれがモニタリングをするかとか、その結果がどのように公開されるのかとか、審査諮問機関等への報告云々があるのかないのかとか、そういったことが自明であればこういった表現でもいいのかもかもしれませんけれども、そうでなければ、今後、もう少しガイドラインで規定すべきことが出てくるのではないかというような議論にもなり得るかなと思っております。特に中間報告でモニタリング機能の強化がうたわれていますので、現状ですと旧JB

I Cの文章をそのまま使っているわけですがけれども、そのあたり、表現として過不足がないかどうかということについて参考にさせていただければと思います。

○事務局（杉本） 御指摘の点につきましては、適切な方法ということでは、今、大体、環境レビューの際に相手国との間で、こういった形でモニタリング結果について——もちろんこれは環境社会配慮だけではなくて、ほかのいろいろな進捗の管理とかそういったものも含んでおりますけれども、フォーマット等々合意いたしまして、こういった頻度でそれを提出するかということをお互い約束しております。そういった形で報告される仕組みなり形式なりを毎回協議しているのですけれども、そこでこの適切な方法というものを担保していこうということによって毎回やっているということになっております。

後段の「必要に応じ、JICAが自ら調査を実施することがある」ということでございますが、ここは、そういった報告を受ける、また場合によりましてはそういった報告のみならず、パラ3にもありますけれども、外部の方から情報なり御指摘なりということで、例えば個別の案件について何か問題があって、それについてどう解決を図るかといった場合に、現地からの、一義的には相手国が相手国の事業としてやるので、相手国からの報告ということではあるのですが、それだけにとどまらない場合にはこちらから現地に赴くなりして調査をやっていくということも必要に応じてちゃんとやりますよということをごこで表現しているつもりでございます。結果の取り扱い等々につきましては、先ほどもありましたように議論をいただければと思っています。

○原科座長 では、この件はまた検討することにいたします。

あと5分しかございませんが、どうしてもきょうは目標のところまで行きたいと思っておりますので、恐縮ですが、多分あと1時間はやらないと終わらないと思います。1時間でも足りないと思っておりますけれども、急ぎ足でⅢのところは20分程度で終わらせて、あと別紙がありますので、それから今後の進め方がございますので、最長1時間延長をお願いしてよろしいでしょうか。——では、1時間以内に終わるように。そういうことで、Ⅲのところもクエスチョンとかクラリフィケーションということでお願いします。

では、フロアの方、手が挙がっていますので。

○一般参加者（田辺） J A C S E Sの田辺です。

同じ19ページの3. 2. 3の「モニタリング及びモニタリング結果の確認」の3ですが、「第三者等から、環境社会配慮が十分でないなどの具体的な指摘があった場合には回答する」と書かれていて、これはモニタリングのみに係っていて、その他のタイミングに

においてはこういった表現は入っていないのですが、何か全体に係らない理由があるのでしょうか。

○事務局（杉本） 表現としましては、この委員会の議論の中でも特にこの箇所については指摘されて、その後のリアクションはどうなのかということで、きちんとここで回答いたしますということで書いております。あと、案件の検討段階等々につきましては、こういった質問に対する回答のみならず、審査諮問機関ですとかほかのいろいろな制度も含めて、同じようなものをどうやって確保していけるのかということも議論いただければと思っております。ここに限った話ということで、モニタリングだけこういったやり取りをということではないのですが、ほかの段階においてはほかのやり方もあるだろうということです。

○原科座長 それは検討しましょう。ほかの方法で結果として同じ効果があるかどうか、ないのであればそれも改めて記載するというようなことを今後の議論で検討したいと思います。

ほかに。

○高見委員 済みません、私、都合があつてこれで失礼しなければいけないので、今の点についてもう1つだけ質問させてください。

関心は今のお二方の質問の点と全く同じで、さらにもう1つ、今まで余りきちんと議論はあれでないのかもしれませんが、今のところの5で、「事態の改善が必要であると」JICAが判断した場合」というところに関して、この5自体が本当にワーカブルなものなのか、何がしかもう少しここについての考え方の整理がないと、結局何もしないということになってしまうのではないかとやや思うところがありまして、これはまた改めて議論するというのであれば特に今お答えいただく必要はないのですけれども、私としてはそのように問題意識を持っておりますということだけ申し上げたいと思います。

○原科座長 これは、議論はまた先ということで、簡単にお答えいただきます。——いいですか。それでは、議論するということにしましょう。

どうぞ、中川さん。

○小林委員（代理：中川） 済みません、私もそろそろ失礼させていただかなければいけない状態なので、今後の進め方について教えていただきたいのですけれども、きょうというのがこのⅠ、Ⅱ、Ⅲと……

○原科座長 きょう4時でだめな方は、1人、2人、3人、4人。それでは、今後の進め

方を先にやってしまいましょう。

○小林委員（代理：中川） きょうはⅠ、Ⅱ、Ⅲと別紙というところまで確認の全部をおさらいして、それで次回以降はどのように。グループ分けみたいな、例えばⅠの「基本的事項」に1回充てるというような感じの、どういうボリュームとタイムフレームで進めていくのかということ。

それから、今後の日程として5月1日、29日、6月上旬、中旬と書かれていますけれども、6月下旬は予定されていないのかとか、いろいろ御都合があってこういう具体的な日取りも書かれていると思うのですが、そのところについてもうちよっと詳しく御説明いただければと思います。

最後に、7月にパブリックコンサルテーションということですが、これもおしりが切られていて、それが前倒しになったり後ろに延びたりという可能性はどの程度あるのかというあたりを立ち去る前に教えていただければと思います。

○原科座長 どうもありがとうございます。もう4時になりましたので、今のことに答えなければいけないと思います。

まず進め方でございますが、きょうとにかクレンジングを行いまして、あとは議論の段階でもクレンジングはありますから、きょうはさっさとやっておくということになります。そして、次回は序とⅠの「基本的事項」を、1回で終わるかわからないですが、やってみたいと思います。ある程度時間を区切ってやっていって、一通り終わってもう一回振りかえるようなことがあり得るということで、なるべく先へ進めるようにしたいと思っております。ということで、きょうは順番に区切って御説明いただきましたので、できればそれぞれ区切った単位を1回ないし2回で進めたい。1回で終われば大変ありがたいのですが、Ⅲのところは1回では無理かもしれないですね。だから、最初の部分の序及びⅠに関しては1回、Ⅱもできたら1回、Ⅲは2回ぐらいかもしれないですね。そんな感じでトータルで4～5回でまとめて、最後にもう一回もとに戻って全体を見直すというようなことで、5～6回で終わることができれば、5月、6月の日程の中でそういう回数の会議を開くことができれば、7月からパブリックコメントに入れるかなど。これはかなり希望的観測で、そのようにうまくいくかわからないのですが、そんなことを考えております。今回はこのような形で現行のガイドラインとの対比ということで示していただきまして、きょう御説明をいただいても、半分ぐらいはスムーズにいくような印象がありました。ただ、手続のところはなかなかわかりにくい、特に

協力準備調査はわかりにくいところがございますので、この辺は手間がかかるような印象を持っておりますけれども、希望としてはそういうことです。

それから、おしりが切られているかということに関しましては、できるだけ早くこのガイドラインをつくらなければいけないので、特にこうしろという強い明確なものはないのですけれども、これは我々の責任もございますので、秋、9月、10月ぐらいにはけりがつくようにしたいと希望しております。ただ、これも無理してやっても困りますので、若干タイミングが動くかもしれませんけれども、余り遅くなってもまずいと思いますので、9月、10月を目標に進めさせていただきたいと考えております。

事務局から何かほかに補足はございますか。

○事務局（杉本） とりあえず、次回、次々回の日程につきまして……

○原科座長 その前に、補足として、後ろが切られているかどうか、私もその辺はよくわかりません。むしろJICAの御都合は。これまでは大体そんな感じでいいような感じを持っていたのですけれども、今みたいなことでいければ大丈夫だろうと考えてよろしいですか。これはどなたにお伺いすればいいですか。渡辺さんから。

○事務局（渡辺） 私どもとしては、十分御議論いただいてということですので、後ろを切るつもりはございません。

○原科座長 ですから、我々としてもできるだけ早く上げたいけれども、だからといって急げということではない、議論をしっかりやってもらいたいということでございます。

中委員、どうぞ。

○中委員 中でございます。

そのパブリックコメントの期間はどの程度を御予定されているのでしょうか。

○事務局（杉本） まだ厳密には決めていないのですが、新JBICの場合、たしか1月半パブリックコメントの期間を設けたということで、これと同等か、もしくはそれに近い期間は必要だろうと思っております。

○中委員 ありがとうございます。

その後の段取りは如何でしょうか。1カ月半でパブリックコメントをもらった後はJICAさん内の手続に進まれるということでしょうか。

○原科座長 それで急いでいるのです。パブリックコメントをいただいて、1月半ほどたつて、御意見を整理しまして、それに対して対応を決めまして、事務局でつくっていただいて、それに対する対応がこれまでの議論とうまく整合しているかどうか、またこの委員

会で公開で議論して決めていく。それが一番トランスペアレントだと思いますので。そのタイミングが必要なものですから、7月にパブリックコメントがスタートしたとしても、最終的には9月か10月になるだろうと、そのようなことになっております。

ということで、今の件は大体よろしいでしょうか。

それでは、そういうことで、次回をもう決めておきましょう。次回は5月1日、金曜日、午後1時～4時ということでお願いしたいと思います。それから5月11日、これも会場が取れたということですが、午前9時半～12時半。

○事務局（杉本） 次回、次々回につきましては、JICAの竹橋の9階の講堂を場所として押さえております。

○原科座長 以前のJBICの本店ですね。今はJICAとJBICの。

○事務局（杉本） ええ。新JBICの本店及びJICAの本部、竹橋の9階の講堂でございます。

○原科座長 それから、29日は午後3時半～6時半を予定したいと思っておりますけれども、これは場所が難しかったので、日程を変えますか。

○事務局（杉本） 場所をJICA内で当たったのですが、どこも既に……。

○原科座長 29日は物理的に場所が取れないので無理で、29日のかわりにほかの日ということになりますが、もしこの段階でその先まで日を選べれば選んだ方がいいですか。例えば28日の午後3時～6時ぐらいというのはどうでしょうか。私はその日は午前中沼津へ行っていますが、お昼過ぎには帰れるようにしますので、3時ぐらいには間に合うと思います。2時か3時。安全を見ると3時。3時～6時でもよろしいですか。あるいは2時～5時の方がいいのかな。2時だとちょっときついな。では、3時～6時でお願いして、場所を探してください。28日。

○事務局（杉本） はい。では、場所は事務局の方で確認させていただいて、後ほど皆様にメールでお知らせいたします。

○原科座長 ということで、当面3回分はこのようなことで決めさせていただきます。

では、一区切りつけます。どうもありがとうございました。時間のない方はここでということで、あと1時間延長させていただいて残りを進めたいと思います。

○吉田委員 私もすぐ出ないといけないので、最後に、ちょっと気になったところを。

中間報告では戦略的環境アセスメントに結構重点が置かれていたと思うのですが、今回の案では2カ所にそれが出ていまして、当然マスタープランのところでも戦略的環境アセ

メントの考え方を反映させるという、ちょっと弱いんじゃないかという印象があつて、現実にはS E Aがかなりいろいろなところで行われ始めていますから、もうちょっとエンカレッジするような言い方にできないかと。意見になってしまったけれども。

○原科座長 どうもありがとうございます。私も同じようなことを感じておりまして、これは時間が足りないので、議論したいと思いますが、おっしゃるとおりでございます。

どうもありがとうございます。

それでは、Ⅲのところ、クラリフィケーションという点でほかに御質問ございましたら、お願いいたします。

○満田委員 20ページの3.3「無償資金協力」の3.3.1「環境レビュー」の(1)「カテゴリAプロジェクト」の3ですが、「JICAは、相手国等から提出された報告書と必要に応じて行う現地調査で得た情報を用いて環境レビューを行う」となっています。ここは有償資金協力と微妙に違っていて、有償資金協力の方は、17ページの3ですが、「JICAは、相手国等から提出された環境アセスメント報告書等を用いて環境レビューを行う」。要は環境レビューのよりどころの書き方が違っているのですが、こちら辺は何か御検討があつての上でしょうか。

○事務局（上條） 済みません、これは確認いたします。たくさんコメントがあつたりいろいろしていたので。考え方は有償と同じ考え方なので、確認させていただきます。

○原科座長 ほかにございますでしょうか。——よろしいでしょうか。

○高梨委員 24ページの5で、これはミスだろうと思うのですけれども、下線の後に「環境社会配慮調査を相手国等と共同で行い、環境社会影響を回避・軽減するための」云々とあるのですけれども、ここでは「共同で行い」という用語が入っているので、どうしてかなというこの質問です。

○原科座長 現行のものをベースにしたので、その文章が残っているということではないのかな。

○事務局（上條） この「共同で」を抜いているところもいっぱいあつて、どこは使って、どこは使わないかということですが、考え方は、相手国等が主体だと判断できるところは「共同で」という言葉を外してしまつて、一緒にやるのであろうというところは残しているという理解なのです。そういう考えで「共同で」を外したり残したりしています。ですから、このパラ5で「調査を相手国等と共同で行い」というのは、ここは共同かなという理解で残しているのですけれども。

○高梨委員 というのは、5ページの「JICAの責務」の3がありますね。そこでは「共同で」というのは省いてあるのです。内容的には環境調査を行いということで、余り違いが見えないように思ったものですから。

○事務局（上條） では、そこももう一回見直します。

○原科座長 ただ、「共同で」というのは、現行のガイドラインをつくるときに大分議論して入れたように記憶していますので、こういう表現は慎重に議論した方がいいと思います。

○事務局（上條） 済みません、今ちょっと勘違いしてしまったのですが、24ページの高梨さんのおっしゃるところではなぜ残っているのかといいますと、ここは開発計画調査型技術協力だという趣旨なのです。今までやってきた開発調査とほぼ同じようなことをやる。だからここは支援の色が強いところだということで、「共同で」が残っている。ちょっとわかりづらいところはあると思うのですが、そういう趣旨です。

○原科座長 だから、むしろここは原則として残さないとおかしいということになりますかね。

○事務局（杉本） 技術協力としてやっている部分ということですので、現行のガイドラインの表現をそのまま持ってきているという形です。

○原科座長 では、ほかの部分の、協力準備調査段階をどう扱うかとか、そういうことは残っていますね。

では、この辺もまた議論いたします。

ほかにⅢの部分はよろしいでしょうか。

では、先へ進めさせていただきます。

別紙について御説明いただきます。

○事務局（上條） 27ページですけれども、まず別紙1「対象プロジェクトに求められる環境社会配慮」、ここは現行のJICA・JBICとも非常に似た文章がありますので、合体させています。備考のところにありますけれども、労働環境（労働安全含む）、生態系及び生物相の項目、非自発的住民移転と先住民族の記載を強化というところを加えています。ですから、27ページは現行のJICA・JBICと同じ表現でして、28ページは、「対策の検討」のパラ2のところも旧JBICのをそのまま使っています。変わっているところは、「検討する影響の範囲」のパラ1の最後に「労働環境（労働安全含む）」というのが加わっています。「法令、基準、計画等との整合」は変わっていません。



「社会的合意」も変わっていません。「生態系及び生物相」というところが加わっています。「非自発的住民移転」は、一部パラ2に再取得価格のことが記載されています。30ページですけれども、パラ3の後半部分ですとかパラ4が追加になっています。「先住民族」も下線のところが追加になっています。31ページですけれども、「モニタリング」のところは変更がありません。

別紙2ですけれども、ここも現行のJICAとJBICのものを踏まえています。違うところは、真ん中の現行のJICAで言えば、下線を引いていますけれども、林業、水産業、観光、JBICで言えば、(20)の林業、植林、(21)の観光を例示の一覧から取りまして、あとは、31ページの左側の例示の(2)ですけれども、パイプラインを加えている。これは過去の運用の中で現状に即した修正ということです。32ページですけれども、「影響を及ぼしやすい特性の例示」以降は特に変更はございません。両方のガイドラインを踏まえています。

別紙3「スクリーニング様式」、ここは現行のJICAとJBICのものを踏まえているのですが、主に現行のJICAのものを踏まえていまして、対比していただくとわかるのですが、一部現行のJICAにあって記載が落ちている部分があります。その理由は、スクリーニング様式ですのでカテゴリ分類に必要な項目にしたということと、要請書なりレポートを読めばわかるところは外したという趣旨です。33ページを見ていただくと、現行ガイドラインにあるところですが、セクターの部分、ここはチェックを入れてもらうところですが、そこを落としていまして、あとは2-3、2-4、2-5、2-6というあたりを落としています。34ページですけれども、ここは基本的に現行のJICAのガイドラインに書いてあることを踏まえています。35ページですけれども、環境社会影響をマークしてもらうところがあるのですが、ここは落としています。36ページですけれども、下線を引いています項目10、有償資金協力の場合と書いてあるところがあるのですが、これが加わっています。あとは、情報公開と現地ステークホルダーとの協議のところは残してあります。

別紙4ですけれども、ここは現行のJBICの様式を使っています、変更点は、37ページですけれども、協議というところ、協議会の記録。その後の括弧書きのところ、下線を引いてありますが、この括弧書きの部分を追加したということです。

別紙5のチェックリストのところですが、ここは現行のJBICの表現を使っています、備考に書いてありますが、あとは38ページの4「社会環境」の下の方に「労

働環境（労働安全含む）」が加わっています。

別紙6「モニタリングを行う項目」ですが、ここは現行のJ B I Cの表現をそのまま使っています。

以上です。

○原科座長 どうもありがとうございました。

これに関して御質問ございますでしょうか。

○中山委員 29ページの「生態系及び生物相」が新しく入ってしまっていて、これは入って当然だと思うのですが、お聞きしたいのは、これが入った理由と、これは中間報告書の反映なのですか。ちょっと私は確認できなかったのですが。むしろ今まで入っていないのが不思議なぐらいなのですが。

○事務局（上條） 「生態系及び生物相」はJ B I Cの今のガイドラインの文章を参考にさせてもらっています。

○事務局（杉本） 新J B I Cと中間報告の内容と両方踏まえて。

○中山委員 新J B I Cの方ですか。失礼しました。

J I C Aの旧ガイドラインではなぜこれが入っていなかったのですかね。

○事務局（杉本） ちょっと今は……。申しわけありません。

○中山委員 ちょっと気になっているのですが、私が今回の委員をお受けするときにはかなりびっくりしたのは、今までの環境ガイドラインの議論が社会の方にかなり偏っていて、自然の方が少ないなという気がしていたのです。ボリューム的にも。私は国内の公共事業の環境業務を担当していたときに、ほとんどが自然環境の話だったのです。どうもそちらの方の話が少なく、私は初めの頃私がいるのは場違いかなと思っていたぐらいだったのです。ですから、ここがふえるのは非常にいいことだと思っているのです。意見ではなくて確認ですが。だから、そういった意味では中間報告書を反映していただいたということですね。それと新J B I Cのモノを反映していただいたということですね。それでよろしいですね。

○事務局（杉本） はい。

○中山委員 ありがとうございます。

○原科座長 ほかにございますでしょうか。

○満田委員 現行J I C Aガイドラインの別紙4に「連携D/D以外のD/DのカテゴリA案件のための環境影響評価報告書」という別紙がついているのですが……

○原科座長 何ページですか。

○満田委員 現行 J I C A ガイドラインです。お手元にある方は 33 ページなのですが、現行 J I C A ガイドラインの別紙のうちの 1 つに「連携 D / D 以外の D / D のカテゴリ A 案件のための環境影響評価報告書」……

○原科座長 皆さんこれしか持っていないから、それで言われてもわからないと思います。これで参照してください。

○満田委員 この資料には入っていないので、現行 J I C A ガイドラインの別紙 4 に当たるものは本文中で特段リファーされていないから割愛したというか、そういう理解でいいのか、何かそこら辺について。

○事務局（上條） 別紙 4 に「連携 D / D 以外の D / D のカテゴリ A 案件のための環境影響評価報告書」というのが、それはそもそも J B I C の今の環境アセスメント報告書とほとんど似ているものなのですけれども、それをつけているのです。

○原科座長 それは今回は外してしまっています。

○事務局（上條） J B I C のを踏まえればよかろうと思って特につけなかったのですけれども。

○満田委員 単なる確認です。

○原科座長 ほかにございますか。——よろしいでしょうか。

それでは、一通り目を通していただいたということで、全体で質問し損なったことがもしあればお願いしますけれども、よろしいでしょうか。

では、きょうの目標を達成しましたので、ここまでにいたします。

## （2）第 24 回委員会について

○原科座長 次回のことを改めて確認いたしますが、5 月 1 日になります。場所は竹橋の J I C A の本部です。午後 1 時～4 時までになっております。そのときには、先ほど申し上げたようなことになりますけれども、序と I の「基本的事項」について、できればその回で一通り終わらせたいと思います。本当にそこまで行くかどうかわかりませんが、そのように進めたいと思います。そのために準備をお願いしたいのは、できたらきょうの議論で少し質問があってクリアにしておいた方がいいという明確なものは少し文章を直していただいた方がいいと思います。その方が早いのではないかという感じがします。

○事務局（上條） そうしますと、今回はこれに手を入れたものを出した方がいいでしょうか。それとも、まだ手を入れないで議論した方がいいでしょうか。

○原科座長 まだ入れない方がいいかな。どうでしょう、皆さん。むしろ、それぞれからこういう文案と出していただいた方がいいかな。もし意見があれば。こうしてはどうかというような。

○事務局（上條） もし可能であれば、どこの部分を特に議論するかというのを教えていただくと、こちら準備がしやすいのですけれども。

○原科座長 どこの部分を議論するかというのはこれからのことで、わかりません。ただ、きょうの質問の中で、クラリフィケーション段階で、文章を変えてきちんと書いた方がいいのではないかというのが何か所かありましたので、そういうところだけという意味です。だから、その辺の案でもあれば示していただいて、これはいじらないようにしましょうか。

○事務局（上條） そうしますと、これを修正するのではなくて、これとは別に、きょう議論のあったところで、こういう表現はどうだろうかというのをつくればいいということですね。

○原科座長 それでいいと思います。そうしていただいた方がスムーズにいくと思います。その上で、皆さんも、ここで議論する論点に関して、ここはこうの方がいいというのがあれば、資料を用意しておいていただくとスムーズにいくかと思います。そのように進めたいと思います。——よろしいでしょうか。

それでは、きょうはここまでいたします。どうも御協力ありがとうございました。

午後4時29分 閉会